

京都土地家屋調査士会
会 報

京 都 土地家屋調査士

第142号 平成20年1月





土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙の写真

雲 海

撮影場所：福知山市大江山、鬼獄稻荷神社前より撮影。

撮影日時：平成19年11月17日 午前6時10分頃

雲海は放射冷却により霧が発生する自然現象です。季節は春または秋で、
気温が下がり冷え込んだ翌朝が無風で快晴の時に発生します。

目 次

1. 新年挨拶	会 長 安 井 和 男	2
	京都地方法務局長 狛 信 雄	4
	京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 渡 邊 正 平	6
	京都土地家屋調査士政治連盟会長 田 中 牟	7
	顧問 弁護士 谷 口 忠 武	7
	顧問 弁護士 佐 渡 春 樹	9
	顧問 公認会計士 毛 利 隆 志	10
各部長挨拶	総務部長 上 口 武 志	11
	財務部長 池 谷 一 郎	12
	業務部長 宮 坂 雅 人	12
	研修部長 南 育 雄	13
	広報部長 藤 村 勉	14
	研究部長 平 塚 泉	14
2. インターンシップ		17
3. 近畿ブロック親睦ソフトボール大会	末 永 貴 裕	21
4. 旅 行 記		23
5. 自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会	栗 井 紀 光	24
6. 平成19年 第23回通常総会開催		26
8. 支部だより	みやこ北支部 山 腰 昇 士	27
	城南支部 中 村 良 三	28
	園部支部 片 山 文 昭	29
	中丹支部 岩 鼻 良 久	30
9. ADR認定試験 認定者		31
10. 平成19年度土地家屋調査士試験合格者		32
11. 会員異動		33
12. 新入会員紹介		35
13. 部会活動報告		36
14. 編集後記	齋 藤 大 輔	42



新年のご挨拶

京都土地家屋調査士会会長 安井 和 男

京都会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中のご厚情とご協力に感謝申し上げますと共に、本年も昨年と同様宜しくお願い申し上げます。

去る平成19年3月、陽光も麗らかな日、京町家風の新調査士会館が装い新たに誕生致しました。

3月28日には、新会館竣工とADRセンター設立を記念し、京都府内は下より全国各地から大変多くの関係者に御来臨を賜り、盛大に式典を開催する事が出来、滞りなくスタートを切る事が出来ました。この事は、偏に会員の皆様方の御理解と関係各位の御協力の賜と大変感謝を致しております。

心から熱く御礼を申し上げます。

本年、新調査士会館が初めてのお正月を迎えました。会館の持ち味である景観的・機能的・効率的・社会的要素をもって、今年も調査士制度の発展、京都会の発展、そして会員の皆様のご発展に寄与してくれるものと信じて止みません。

さて、年度も残すところ3ヶ月となってまいりました。本年度中に処置しなければならない事、若しくは次年度総会までにある程度の形を整えねばならないことを優先して、進めて参りたいと考えております。

主な喫緊の課題として下記の事に取り組んで行かねばなりません。

① DID地区における街区基準点を使用しての地積測量図の作成（規則77条）

4月1日以降使用しない場合は却下対象になりますので早急に対応して下さい。今後の地積測量図は、すべて世界測地系座標で記載されている事を強く望みます。

本会も包括使用承認取得の完全化に全力を挙げて参ります。

② 調査報告書の完全使用（規則93条）

調査士会の要請で条文に盛り込まれました。私達調査士の調査報告書であります事を強く認識頂き、京都会全員完全実施に御理解をお願い致します。

③ オンライン申請普及推進

ICカードの発行実績が、現在全国会員18000名中6700名に止まっております。会員の皆様の手元に申し込み用紙が届いていると思いますので、早急に返信申し込みをお願い致します。

又、政府は2010年までにオンライン申請50%の実施目標を掲げております。現在、乙号事件はそこそこ普及して参りましたが、甲号事件に関しての申請率は0.02%に低迷しており、喫緊の普及推

進を余儀なくされており、日調連や近プロそして京都会でも普及推進PTを立ち上げたところであり、今後、会員の皆様の御理解、御協力をお願いして参りますので宜しくお願い致します。

④ 土地家屋調査士倫理規範の宣明

人として、調査士として、社会規範である善と正を基準として、歩むべき道、それは品位に優れ、秩序が保たれ、社会常識に背かないことではないかと思います。

今、日調連で倫理規範の素案を策定致しており、今後全会員へパブコメを求めて参ります。

調査士の倫理は弁護士会の倫理でもなく、司法書士会の倫理でもない。私達の常識で作あげた倫理規範でなくてはなりません。みんなで作り上げよう調査士会倫理規範、多数の御意見をお待ちしております。

⑤ ADR特別研修・測量研修・法学研修への参加

第3回特別研修は今年3月までに実施されます。京都会では現在40名が考査合格となり、認定調査士が誕生致しております。まだ受講されていない会員の方々には是非共、次回第4回特別研修を受講頂きたくお誘い申し上げます。

又、測量研修や法学研修は調査士業務を行う上で大変勉強になります。一人でも多くの会員の皆様の参加を期待致しております。

⑥ 京都境界問題解決支援センター認証取得に向けて

昨年4月3日に京都境界問題解決支援センターを立ち上げ、6月には認定調査士が弁護士と協働して代理権を行使出来るセンターとしての調査士法に掲げる指定を受けました。

10月の理事会においては、本年4月に施行され

ましたADR法における認証を受ける決議を執ったところであります。

京都府民に『安心と安全』を提供出来るセンターとして、必ず認証は受けなければならないと執行部全員がその意識を共有致しております。しかし、現在の役員のみがその必要性を認識していても、組織役員には必ず変更があります。役員に変更が生じて、社会に対して責任が持てる組織の継続を図って行かねばなりません。

したがって、京都会会員全員にその認識を共有して頂く為に、次年度総会等においてしっかりと説明を行い、御理解が得られるよう執行部一丸となって、全力で事に当たって参りたいと思っておりますので、ご支援、ご協力を宜しくお願い致します。

組織として取り組み、組織として成功、発展させる事は、出来る、出来ない。する、しない。したい、したくない。の論理であっては組織としての勝利には到底至ることは出来ません。前進・成功させる事を大前提として、年齢の大小や経験の深浅に係わらず、調査士として、京都会会員として、全員平等の立場で研鑽、努力を惜しまず立ち向かって行って頂きますようお願いをいたします。

結びに当たり平成20年が京都土地家屋調査士会にとって、会員の皆様方にとって佳き年でありますことを祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

京都地方法務局長 狛 信 雄

新年あけましておめでとうございます。

京都土地家屋調査士会の会員の皆様には、お元気で平成20年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

平素から、貴会と会員の皆様には、当局の登記行政に対する格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、平成18年度に京都市北区紫野地区内において、不動産登記法第14条第1項地図作成作業を行い、皆様方の御協力により、昨年3月にその作業を完了することができました。ここに改めて御礼申し上げます。

さて、現在の表示登記事務に関する最重要課題は、登記所備付地図の整備であります。これについては、従来から、登記所備付地図作成作業及び地図混乱地域対策作業等の各種施策を実施しているところですが、平成15年6月には、内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成地籍整備）」の方針が示され、さらには骨太の方針でも「都市部における地籍整備を推進する。」とされる等、登記所備付地図の整備を図ることの重要性が広く認識されるようになってきています。

ところで、平成17年3月7日から新不動産登記法が施行され、整備が行われた不動産登記規則の第77

条第1項第7号には、地積測量図に表示する土地の筆界点には、原則として、基本三角点等に基づいて測量された成果である座標値を記録すべき旨が定められました。この規定に従い作成され提出された地積測量図には、従来の役割に加え、これまで以上に筆界の特定機能が強化され、正確な測量の前提である筆界点の筆界確認自体の明確化が図られることになります。

平成地籍整備の方針に基づき「都市再生街区基本調査」が実施され、この成果を活用することにより、地図に準ずる図面が高度化されるのみならず、新たに提出される地積測量図を当該図面に反映させることにより、国土調査法に基づく地籍調査の推進が期待されることとなりました。また、市町村による地籍調査の実施が困難な地域については、登記官が補完調査を実施するなどして、法第14条第1項地図とすることも可能となり、平成地籍整備の完遂に寄与することが期待されています。

そのため、登記所においては「都市再生街区基本調査」により整備された「街区基準点」の成果を備え付け、それを公開することとされ、分筆登記等の申請に伴い提供される地積測量図を作成するための調査及び測量をする際には、原則として、街区基準点の成果を利用しなければならないものとされまし

た。

この街区基準点の活用は、平成地籍整備の根幹であり、その具体的な運用方法等については、皆様の意見をお聞かせいただきながら早期に決定し、その運用を開始していきたいと考えていますので、国民の地図行政及び表示登記制度に対する期待にこたえるため、貴会並びに会員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

新不動産登記法に基づく運用も、3年目を迎えました。新法により、電子政府の実現に向けたオンライン申請手続の導入及び電磁的記録に記載された地図等に関する規定を創設し、地図の電子化についても制度的に可能となりました。同時に、皆様の職責に大きく関わる改正として、不動産登記規則第93条後段で、資格者代理人が作成した調査に係る情報により、登記官は実地調査を実施しないことができる旨が規定されました。また、平成18年1月20日から筆界特定制度がスタートし、貴会及び会員の皆様との連携が一層重要となってきています。

私どもは、この新法を遵守し、その精神に則って運用し、オンライン申請の推進を図りつつ、適正で迅速な処理を進めていくことが肝要であると考えています。登記制度の本質である不動産の状況と権利関係の正確な公示という要請を満たし、登記制度に対する国民の信頼を確保するため、全職員が心一つにして諸施策に取り組んでいく所存でありますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が京都土地家屋調査士会にとりまして、実り多い弥栄の年となりますとともに、会員の皆様の御健勝と御発展を祈念いたしまして、新年のごあいさつとします。





ご挨拶

社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 渡 邊 正 平

新年明けましておめでとう御座います。

先生方にはご家族お揃いで健やかな新年をお迎えるの事と拝察し心よりお祝い申し上げます。

日頃は、社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下 協会）の活動に際し深いご理解とご協力を頂いております事に改めまして敬意と共に厚く御礼申し上げます次第であります。

さて、先生方もご認識の通り、我々土地家屋調査士を取り巻く環境は近年誠に厳しいものがあり、年が変わってもその傾向は益々顕著になっていく傾向にあります。

とりわけ当協会に於きましては、多くの諸官庁からの業務発注形態が従来の随意契約から入札へと移行してきた事は、大変大きな問題であります。

国の方針とはいえ、如何なる業種、業務も一律「公正である、透明である、そして競争がある」事を事由に価格のみで評価される事への疑念が残りますが、現実と協会運営を考えた時、誠に複雑な状況であります。

この問題は、単なる協会だけの問題ではなく、対応を誤まれば誓い将来の調査士制度そのものへの波及に繋がりがねないと思っております。

調査士業務の多くの部分は委託業務であり、如何なる能力、努力をもってしても解決、処理に至らない場合が生じることもご認識の通りであります。

目的が同じ事件でも各々その背景が違い、少なからず調査士のみでは処理できない他力的な要素が多くあります。

私はこの事が、調査士業務は入札に馴染まないと言える根源であると考えております。

今、確かに時代は諸官庁の業務発注形態が、業種及び業務内容を問わず一律に価格競争を前提とした入札制度への移行が進んでおり、従来の信頼と実績に裏打ちされた随意契約による受託形態は日々を追う事に影薄くなっていく現状ではございますが、そ

の中で協会としては運営上、現状を甘んじて受け入れていかねばならないという現実と同時に、調査士制度そのものを、より一段とご理解を頂く更なる啓蒙努力と共に、全社員一丸となって信頼頂ける業務処理能力の向上に努めなければならないと考えております。

私事で誠に恐縮ではありますが、調査士として活動を開始した30年程前には色んな意味で「調査士業」に対する魅力と将来への夢を抱いたものであります。

もし今から開業した場合に、当時と同じ思いを抱けるかと自問自答した場合、残念乍ら答えは「NO」であります。

勿論、現在と当時では社会状況が大きく相違する状況の中で同じ物差しでは計れないことは百も承知しております。

そこでふと考えることは、昨今の厳しい調査士業界を包む状況は、全て社会情勢にあると諦めの境地で私達は自らが納得していないかと思う事であります。

と同時に私達自身には、その責任の一旦は無いのかという疑問が残るのであります。

窮地の後には必ずや好機が訪れる事を信じ、厳しい時代だからこそ、今だからこそ諸先生方の英知と情熱を結集して頂き、誇りを持って業務に精進していかなければならないと思っております。

協会は、入札制度への対応、公益法人改革元年という大きな宿題を抱え、新年を迎える事となりましたが、諸先生方にはどうか今迄以上に温くも厳しいご指導、ご協力を賜ります様、伏してお願い申し上げます。

最後になりましたが、先生方の今年一年のご健勝と更なるご活躍を御祈念申し上げ、ご挨拶に変えさせていただきます。



新年を迎えて

京都土地家屋調査士政治連盟 会長 田 中 牟

新年あけましておめでとうございます。

平成20年という節目の新年を迎えて、穏やかでちょっと落ち着いた年代であってほしいと念じるものであります。

平成10年代は、激動の時代ではなかったでしょうか。

司法改革・行政改革といった法改正が行われ、今もなお、その処理の対応が継続されております。

特に、我々土地家屋調査士にとって最も関連のある司法改革では、司法改革推進本部での知名度の低さから、何を専門としている業種なのか理解を得るのにかなりの時間を要したところであります。

日本土地家屋調査士連合会と、全国土地家屋調査士政治連盟が連携して、土地の境界問題に精通している専門家こそが我々土地家屋調査士であると訴え続けて、現在の境界問題解決支援センター設立に結び付いたのであります。

今後も、土地家屋調査士の制度のため、会員の将来のために、日調連と全調政連が連携しながら、制度発展に寄与するものであります。

平成19年 6 月22日付で自由民主党に要望書を提出しています。その全容は以下のとおりであります。

日調連発第76号

平成19年 6 月22日

自由民主党

土地家屋調査士制度改革推進議員連盟

会 長 保 岡 興 治 殿

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 松 岡 直 武

全国土地家屋調査士政治連盟

会 長 井 上 孝三郎

要 望 書

平素は、土地家屋調査士制度の充実発展に深いご理解とご支援を賜っておりますことに感謝いたしております。

土地家屋調査士制度、同業務に関わる下記諸施策の推進、実現が図られますよう、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1 登記所備付地図の整備促進

(1) 不動産登記法第14条地図の作成事業の拡大

公図と現地の形状が著しく相違しているため、登記簿上の土地の特定が困難で、土地や建物の登記処理ができない「地図混乱地域」を年次計画をもって解消する。

注：平成19年度法務省予算 89,200万円

(2) 「民活と各省連携による地籍整備」の推進計画に土地家屋調査士の専門知識の活用

地籍調査事業（一般地籍調査事業・民活と各省連携（法務省・国交省）による都市部における地籍整備事業）における筆界確認作業等に、土地家屋調査士の専門知識を活用することによって、一層、信頼性の高い地籍整備が実施できる。

(3) 登記所の地図情報システムの整備の促進

地図の事務処理を電子的に行い、登記情報システムと連携して行政サービスの一層の向上を図るとともに、登記申請に添付される土

地家屋調査士作成の地積測量図を多面的に活用するなどして、地図情報システムの整備・拡充を促進する。

示に関する登記申請における土地家屋調査士の制度及び専門的知見の更なる活用が図られる法整備を要望する。

2 筆界特定制度に係る予算の拡充

新たに創設された筆界特定制度（注：平成18年1月20日施行）の予想を上回る利用状況に鑑み、迅速な筆界特定事務が遂行されるため、筆界調査委員の手当等の充実をはじめとする経費の拡充を要望する。

注：平成19年度法務省予算48,300万円

3 民間型ADRの運営費用等に対する公的補助制度の整備

土地家屋調査士会では、土地家屋調査士と弁護士の協働による土地の境界に関する紛争解決に特化した民間型ADR機関「境界問題相談センター」を設置し（注：平成19年4月末現在：25のセンターが設置されている。）、活動しているが、その運営に要する経費は、設置主体である土地家屋調査士会の会員による会費等から支出している現状にある。

本制度が、長く、恒常的に市民社会のニーズに応じていくためには、民間型ADR機関の運営費用等に対して、公的補助制度の整備が図られるよう要望する。

4 オンライン登記申請制度の利活用が促進される方策

- (1) 公的個人認証の普及が十分でない現状における電子申請の利活用率を高めるため、例えば、公的個人認証に代えて、日本土地家屋調査士会連合会の認証による当該申請を代理する土地家屋調査士の電子署名のみによって登記申請ができるよう法整備を要望する。
- (2) 不動産の表示に関する登記申請の約98%が、土地家屋調査士の申請代理によってなされている実態を踏まえ、土地家屋調査士が申請情報及び添付書類の作成者として電子署名した登記申請については、添付書類の簡略化、添付情報の原本提示の省略を検討するなど、表

5 規制改革関連の要望

- (1) 現行土地家屋調査士の登録・入会制度の維持

土地家屋調査士の登録及び土地家屋調査士会への入会の義務を課することにより、会員の消息、業務実態をリアルタイムに把握できるとともに、指導・連絡・監督を迅速に行うことができ、かつ、統一・定期的な研修を行うことができる。

これにより、国民に対して、より質の高いサービスが提供でき、国民の利便性の向上と安心の確保に貢献するという、土地家屋調査士制度の目的が守られることになる。

- (2) 現行各専門資格職能の業務範囲の維持

国家資格者等の専門職がそれぞれの専門領域における社会的要請に十分に応えるべく研鑽を積み、職能を進化（深化）させることがとりもなおさず依頼者のニーズの満足、利便性の向上や安心につながるものであり、正に、そのことが専門職の責務でもあると考える。

士業の業務に関する相互乗り入れの必要性は乏しく（注：必要ある場合には、他の各専門資格者との連携若しくは必要とする資格を取得することにより解消できる。）、相互乗り入れを認めることにより、かえって、長年に亘り築いてきた専門性の低下につながりかねず、ひいては国民に対する法的サービスの低下を招くおそれがある。

- (3) 土地家屋調査士法人設立要件の人的緩和

土地家屋調査士法人設立の人的要件は、2人以上となっているが（土地家屋調査士法第31条第1項）、1人法人の設立を容認することにより、個人で営業する者にとっての隘路であった死亡時の相続若しくは廃業時等の事務所の後継問題に対処する上で、容易に、かつ、明確に営業権や資産を引き継げるなどのメリット、個人資産と営業資産の分離が可能となるなどの利点が生じる。



動産・不動産

顧問弁護士 谷口 忠 武

最近の社会の動きについていけなくて、情けない思いをすることがしばしばです。しかし、負け惜しみを言わせてもらえらるなら、その原因は、世の中に訳の分からないことが出て来すぎるからであり、決して正常なことではない。訳の分からないことは、解らない人が正常なのであり、解る人は毒されているのである。

最近ますます畑仕事ののめり込んで、自然の摂理と正対しているとその感を強くする。自然とのつきあいは、まことに正直なものであり、常に $1 + 1 = 2$ であり理解に苦しむことはない。

土地及び建物を不動産という。財産のうち動きのないものという造語であるが、長い間、事物の本性を映した用語としてわかりやすかった。土地も建物も人間の営みの基礎にあるものであり、動かないこと、動きがたいことに本質的価値を見いだしたい。これに対し、動産は、動かないと役に立たない。

ところが最近先進国といわれる国々で不動産を盛んに動かすための仕組みが工夫され実行されている。私に言わせると、事物の本性に反した訳の分からないことであり、悪巧みである。

その悪巧みのキーワードは、「流動化」と「証券化」である。日本の国も法律を作って推進しようとしている。しかし、私は、訳の分からないことを推進して良い結果がでるわけがないと思っている。

その仕組みについて、教えてもらってみると、税金を払わなくても良いようにするために工夫する。例えば、税金のかからないケイマン諸島に法人を創って、これをダミー会社のように利用する。不動産所有会社が倒産してもその不動産は強制執行されないような仕組みを作る。その不動産以外には責任

を負わなくても良い借入制度を作り利用する。・・・・・・・・

正に、税金逃れと無責任制度化のオンパレードである。

こんなことが何時までも問題を起こさないはずはないのではないか。果たして、米国のサブプライムローンの問題が起こった。あまりにも巨大化した訳の分からないシステムで、その範囲が世界的であるため、その影響も訳の分からないままに漂っている感があるのはまだ幸いなる哉である。

私の心配は、この仕組みが、新たな不動産バブル発生と、その崩壊の引き金になるのではないかと心配と、本来、人間の生活の安全安信の拠り所となるべき不動産が、モラルハザードになってしまうことである。

私が唯一経験していることであるが、証券化したビルの構造上の欠陥について、近隣の被害者が、ビルの所有者に被害を訴え、対策を求めようとしたケースにつき、その所有者（大手の不動産会社）は、話し合いのテーブルに着くことさえしようとしないのである。証券化した後は、その会社にとって、責任をとる必要も義務もないと考えているのである。確かに、その会社にとって、所有していると言っても、抜け殻を所有しているだけなのかもしれない。そうかと言って、近隣の被害者が、証券の所有者に被害弁償を求める術もない。



ドイツ旅紀行

顧問弁護士 佐 渡 春 樹

この10月初旬、ドイツを旅行してきました。フランクフルト、ハイデルブルク、ローデンプルク、ミュンヘンを訪ねる極々オーソドックスな旅です。50歳になったときに、海外に行けるのもあと十数年ではないか（即ち、あと十数カ国しか見聞できない）と考え、毎年1回パスポートに判を押してもらうようにしています。去年はフランスでワイン三昧の旅、今年はドイツで地ビール三昧の旅でした。

ご承知のように、ドイツの人口は約8200万人（外国人はその10%）。面積は日本よりやや狭いのですが、「黒い森」で知られるように国土の多くが平野・台地であり、人口の密集は全く感じられません。100万人都市が幾つあるかご存じですか？。ベルリン・ハンプルク・ミュンヘン・ケルンの4都市だけです。ドイツの宣伝をするようですが、森は美しく、都市は綺麗で、家の窓ガラスはピカピカに磨かれています。窓々には花が飾られて、芝生、庭木の手入れもしっかりされています。ノイ・シュヴァン・シュタインの紅葉はまさしく絶景でした。わたしは自然は日本が一番と考えていた（勿論、今でもそうです）のですが、ドイツの自然も素晴らしいものでした。ただ、付加価値税が19%、商店は休日法の関係で日曜日が休み・・・といった日本人からみてマイナスな側面も勿論あります。

約12時間30分のフライト。時差は夏時間なので日本が－7時間です。最初は時差呆けもありますが、まだ胃は元気です。ライン川クルーズの前に「つぐみ横町」でワインセラーに入り、アイスワインをふんだんに味わいました。まだお昼前ですよ！。以後、昼夜を問わず、白ワイン（ドイツワインは甘いと考えていましたが、しっかりした美味しいワイン

も沢山ありました）とビール、それにソーセージが胃に流し込まれていきます。流石に、4日目ぐらいからの食事は殆どを残してしまいました（ワイン・ビールは飲み続けましたが）。

回った都市を一つ一つ紹介したい（それほど印象深い）のですが、紙面の都合でそれもないません。ローデンプルクでのタウバー谷の散策（馬車）、ノイ・シュヴァン・シュタイン城の可憐さ、オクトーバーフェストの喧噪と大ジョッキ（1リットル）・・・等々が鮮明に思い出されます。もう一つ、イタリアやフランスではブランド買いに走りましたが、ドイツではブランドに食指が動かず、ローデンプルクで18万円のオルゴール（クリスマスツリー型）を購入したのが最大の散財でした。これはラッキーでした。

次は、イギリス？、オランダ？・・・健康でこの1年を過ごしたいものです。

原稿依頼書に「題材は自由です」とありましたが、また前回は裁判員制度という味も素っ気もない原稿だったことから、思い切って「業界」と全く無関係な内容としました。不興を買わないかが心配です。



公益法人制度改革について

公認会計士 毛利 隆 志

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、天
下り等現行の公益法人制度の問題に対応するため、
新しい非営利法人制度を定めた「公益法人改革関連
法」が、平成18年5月26日に成立し、6月2日に公
布されました。施行日は公布日から2年6ヶ月以
内に政令で定めるものとされており、平成20年11月頃
までに施行される予定です。「公益法人改革関連
法」は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等
に関する法律」及び「関係法律の整備等に関する法
律」の三法から成り立っています。本稿は、行政改
革推進本部事務局発行「公益法人制度改革の概要」
のパンフレットのポイントを解説いたします。行政
改革推進本部事務局公益法人制度改革HP (http://www.gyokaku.go.jp/about/index_koueki.html) に
掲載されています。関心のある方はご覧ください。

現行の公益法人制度は、法人の設立に当たっては
主務官庁の許可が必要であり、公益性の判断は、主
務官庁の裁量で自由に判断できる制度であり、いわ
ば法人の設立と公益性の判断は一体であるという性
格を有しています。税との関係は、法人税は収益事
業のみ課税と営利法人に比べて優遇されていまし
た。

新制度では、一般社団法人・一般財団法人は、事
業の公益性の有無にかかわらず登記のみで設立で
きますが、剰余金の分配はできない法人で、行政庁に
よる監督はありません。一般社団法人・一般財団法
人のうち公益目的事業を行うことを主たる目的とす
る法人については、民間有識者による委員会の意見
に基づき公益法人が行政庁の認定を受けることによ
り、公益社団法人・公益財団法人の制度が創設され

ました。公益認定基準を満たす法人であり、行政庁
による監督を受け、一定の優遇税制を受けることが
できます。いわば法人の設立と公益性の判断が分離
された制度であります。

法律の施行と同時に現行の公益法人はすべて法律
上「特例民法法人」となります。現行の公益法人
は、施行日以後、一般社団法人・一般財団法人とし
て存続することになりますが、「一般社団法人及び
一般財団法人に関する法律」の適用に当たっては広
範な経過措置が設けられており、実質的には、現行
の公益法人と5年間は変わらず、通常の名前はこれ
まで通り、「社団法人～」 「財団法人～」などでか
まいません。法律の施行から5年間を移行期間と
し、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の
申請又は、一般社団法人・一般財団法人への移行の
許可の申請を内閣総理大臣あるいは都道府県知事に
することができます。この移行の「認定」の申請と
移行の「認可」の申請は、同時に重複してすること
はできません。

移行期間の満了の日に、移行が認められなかった
法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満
了の日に解散したものとみなされます。

5年間の移行期間もあっという間に過ぎます。現行
の公益法人には、一般社団法人・一般財団法人ある
いは公益認定に対して、これから早急な取り組みが
必要です。

各部長挨拶



ごあいさつ

総務部長

上 口 武 志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方には爽やかな新年をお迎えになられた事と拝察し、心よりお慶び申し上げます。

昨年(2008年)の12月13日に京都地方法務局にて行われました平成19年度土地家屋調査士試験合格者への合格証書授与式に出席させて頂き、自身が合格証書を頂いた時の事を懐かしく思いました。

当日の授与式参加者は4名のみと法務局、調査士会の関係者の人数のほうが多いという少し寂しい感じではありましたが(他の合格者は大阪法務局にて出席との事でした)、授与式も終わり調査士会からの登録入会説明の際には色々質問も出て和やかな雰囲気でした。

京都市会の会員数も現在のところ新入会員さん、退会、廃業される方等々で会員数300名を超えるか、超えないかといったところで推移しております。

次に「オンライン申請」についてであります。登記事項証明書等の請求に関しては手数料が窓口請求よりも安いということもあり、オンラインによる請求がそれなりに利用されているようですが、登記申請に関してはまだまだ改善されなければならない点があり、その申請件数については少ないものではありますが、今後は更なる利用促進を図るために色々な施策が打ち出されてくるものと思われます。

会員の皆様方には従来よりネット環境の整備につきまして、会情報の連絡伝達等のメールによる配信への促進にご理解ご協力を頂いているところでありますが、こうした状況を踏まえて、より多くの会員の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

総務部においては、現在会館の管理運営に関する規則、規程等の見直し、又事務局の運営整備等について検討を進めてきていますが、まだまだ多くの検討すべき案件が山積しております。これらを一つ一つ処理すべく総務部一同頑張りたいと考えておりますのでより一層の会員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



新年ご挨拶

財務部長

池 谷 一 郎

新年明けましておめでとうございます。

本年も昨年同様よろしくお願い申し上げます。さて、昨年は新会館竣工や京都境界問題解決支援センター設立等、京都土地家屋調査士会にとっては大変重要かつ多忙な一年であったと思います。

同時に、会員の皆様方にも色々な面でかなり負担になった年ではなかったかと思います。

しかし、これからの私たち土地家屋調査士の展望を考えるなら、それは大きな財産となるであろうと確信しております。

さて、ご承知の通り、財務部は会の予算・決算業務等と親睦旅行等の厚生事業を行っております。昨年の親睦旅行は、飛騨高山方面へ行ってきました。天候にも恵まれ十分に自然美を楽しんで頂き、日頃の疲れを癒して頂けたのではないかと考えております。

ただ、毎年のことではありますが、参加人数の確保に苦慮しており、会員の皆様方におかれましては大変お忙しいかと存じますが、1年の疲れ癒すとともに会員同志の横のつながり・情報交換の場として是非ともご参加頂きます様よろしくお願い申し上げます。何でも食わず嫌いはダメ！一度でいいので参加してご賞味頂ければと思います。損はさせません！

本年も、ADR認証取得等かなり大変な一年になるかと思いますが、財務部としても私たちの未来のために、会員の皆様方の助言等頂ながら会務運営のサポートをしていく所存でございます。

どうか本年もよろしくお願い申し上げます。



業務部の活動報告

業務部長

宮 坂 雅 人

日頃は業務部の活動に対し、御理解と御協力を頂き誠に有難うございます。

さて、業務部での取り組みというと「93条調査報告書」「オンライン申請」「街区基準点」「筆界特定」「14条地図」等があり会員の皆様にとっても日頃の業務に直結する内容となっております。また、隔月で表示登記研究会が行われており、直近の問題点や、登記手続きの現状報告を交え、登記手続きの業務が円滑になされるよう法務局と継続協議しております。

個々の現状を報告いたしますと、「93条調査報告書」については既に定着しておりますが、中には京都市の調査書を継続して使用されている会員さんもおられるようです。「93条調査報告書」の形式であれば、手書きでも良く、写真情報については適宜現状が把握できるように、また調査素図については必要な時に「参考図」として添付していただけたら結構かと思います。調査士側から申し出たものなので、主旨を理解していただき、使用していただきますようお願いいたします。

「オンライン申請」は現在添付する図面についてXML化の実証実験中であり、地目変更登記など可能なものもありますが、本格的に登記申請の方法としてまだ使える状態ではありません。しかし、乙号の申請は実に有益で、登記事項証明書などは1通700円で郵送（送料込み）していただけますので、明示申請や、大規模な調査などでは助かります。オンライン申請になれるためにも、始められるものから研修を考えていきたいと思います。

「街区基準点」については現在法務局担当職員の

方と協議中ではありますが、京都府内の行政機関にも御協力を頂き、包括承認契約を行うことを目標に進めております。大阪会では「街区基準点」に関して「測量と作図のガイドブック」なるものを現在作成中です。技術的な内容が中心ではありますが、京都市としてもどのように対応していくか検討中です。法務局担当職員の方とは平成20年4月1日実施（暫定期間有り）を目安として協議しています。

「筆界特定」は平成18年1月20日からスタートして、早くも2年になります。調査員をしていたいている会員さんにはいろいろな面でご苦労をおかけしていると存じます。申請件数は全国でも上位にランクされるほど多く、そのため事件処理期間が当初より大幅に遅れているのが現状です。法務局では職員さんを増員し、何とか処理出来るよう対応されていますが、調査士側の人的補充も必要不可欠な状態です。京都市は優秀な人材が多いと自負していますので、制度維持・処理期間短縮のため御協力宜しくお願いいたします。

「14条地図」は平成18年度で「京都市北区紫野地区」を行いました。現在は新たな地区選定について法務局担当職員の方と協議中です。実施地区が選定されれば、地元の会員の方々中心にお世話になることと存じますので、御協力方々よろしくお願いいたします。

以上、報告というよりは、お願いになってしまいましたが、いずれも会員の皆様の御協力無くしては出来ないことであります。業務部としましては全力で努力いたしますので、引き続き御理解と御協力を頂きますようお願いいたします。



ごあいさつ

研修部長

南 育 雄

新年おけましておめでとうございます。

旧年中はいろいろお世話になり有り難うございました。昨年度、研修部では、事業計画にあります法学研修、測量研修、業務研修の実施にむけてアンケート調査を行いました。当時（H19.8.20）会員総数297名、回答者数89名でした。その中で会員の要望があったものの主立ったものは、法学研修では①境界確定訴訟 ②所有権確認訴訟 ③ADR関係測量研修では①基準点測量 ②GPS測量 ③初歩的な測量、業務研修では①街区基準点 ②オンライン申請 ③事務取扱基準 でした。

まず、10月には和田直人先生によるADR研修、12月は宮本幸裕先生による「境界確定訴訟・所有権確認訴訟につながる調査報告書の作成について」法学研修を実施しましたところ多数のご出席いただき有り難うございました。また、他会からおこしの方からぜひ次も案内をいただきたいとの 要望がありました。

研修ライブラリーの運営につきましては、研修DVDリスト（法学研修）として会員の皆様にFAX・メールでご案内（H19.11.5）しましたのでぜひご利用してください。（詳細はホームページ及び事務局まで）

今、調査士業界は技術的にも法律的にも変革期を迎えているように思います。今年も、研修部としては、各部と連携し、会員の皆様、執行部の皆様、事務局の職員の皆様のご協力を得て、この変革期を乗り越えるための事業を推進していきたいと思いますので、今年もよろしくお願いいたします。



広報部よりお知らせ

広報部長

藤 村 勉

新年あけましておめでとうございます。

京都土地家屋調査士会の広報部活動に理解ご協力ありがとうございます。

広報部では年2回の会報発行など、会員、府・市民にむけた情報発信、土地家屋調査士制度理解への広報活動を行っております。

以下は昨年開設した掲示板の案内です。会員の情報交換、技術・知識の向上などに役立つとおもいますので是非利用してください。

会員掲示板のご案内

京都土地家屋調査士会ホームページ、会員ページに昨年8月から会員間の情報交換などのための掲示板を設置しました。設置のお知らせは同月末に通知した通りです。

開設から4月。ログインパスワードの発行希望のメールもまだ全員とはいきませんが徐々に発行しています。発言はなかなか増えていませんが、日常の業務の疑問、仕事に役立つツールや情報の公開、趣味のこと等々内容に特に制限はありません。まだログインされてない会員のかたは下記要領で参加してください。

京都土地家屋調査士会 会員制掲示板

この掲示板は会員制ですので、お名前とパスワードの入力が必要です。
パスワードは、他人に漏らさぬようお願いいたします。

ログインの仕方

お名前、パスワードを入力して[入室]ボタンを押すと
会員専用掲示板へジャンプします。

お名前
パスワード

※姓と名の間に空白は入れないでください

ここから

名前は姓名にスペースを入らずに。たとえば「藤村勉」と。

パスワードは

password@chosashi-kyoto.or.jp へ

メールを・【名前】と【登録番号】を送ると後ほどパスワードを記載したメールが返信されます。ただし、AM9:00～PM6:00（※土日祝祭日を除く）です。この時間以外は後日に返信されます。

ログインの仕方

お名前、パスワードを入力して[入室]ボタンを押すと
会員専用掲示板へジャンプします。

お名前
パスワード

※姓と名の間に空白は入れないでください

このように

そうすると以下の画面が表示されますので、

京都土地家屋調査士会 会員制掲示板

【ご利用の際の留意点】

名前 登録番号

題名

URL E-Mail

コメント

適当に

入れなくてもいいです。

思うこと、すてきな情報・・・etc

「題名」「コメント」を入力し、最後に送信ボタンをおして完了です。発言したコメントはすぐ下に表示されます。（この画面の「名前」と「登録番号」変えられません。）

京都都会会員専用の掲示板です。気兼ねなくなんでも発言してください。



研究部の活動報告 (地域慣習調査委員会を含む)

研究部部長

平 塚 泉

日頃は会員の皆様に本当にお世話になっております。研究部長及び地域慣習調査委員会委員長兼任させていただき、あっという間に半期を過ぎてしまいました。そこで今までの活動報告を簡単にさせていただきます。

まずは京都会の研究部としての取り組みとしての在宅研究がありますが、調査士法25条2項の趣旨を理解していただき、2004号～2007号まで発刊できました。これもひとえに多くの会員の協力に拠るものと感謝しています。

近年、連合会では継続的な研修体系の中で各単位会が取り組んでいる研修システムをCPDの一環として認知して行こうという方針です。

京都会においても研修部の中でこれまでの研修に対する参加も含めCPDに取り組む計画です。在宅研究は中でも会員自らが主体的に行なった自主研修ではないかと思っています。私はCPDとしての評価に値するものと思っています。

研究部としてはこれから先もよりよい形で在宅研究に取り組んでいく方針です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に地域慣習調査委員会の活動として地図に関する資料の収集があります。最近では官有地籍図等の公開に関する情報の取り組みで、何度と無く京都府用地課、府立総合資料館へ伺い、結果、資料目録等を預かることができました。これも、25条2項の2次調査で府立総合資料館へもお願いに上った際に、官有地籍図他の公開についての要請ができ、土地家屋調査士については筆界特定制度趣旨からも必要な調査であることが大きな根拠となって研究外でも閲覧可となったものです。(この件については既に会員に通知済みでHPにも掲載)

思えば昔は京都府の用地課窓口で法定外公共物の

明示申請の際に幅員も教えてもらえず、先に申請ありきで大変だったものです。それが国有財産の権限移譲でその資料が各市町村に配置されて、これからどのように管理されていくのか心配ですが、引き続き土地家屋調査士としては管理保全に対する情報を共有すべくアンテナをもっていたと思っています。

また、今年の8月末で25条2項の資料収集の成果を連合会に最終報告いたしました。これから地域慣習調査委員会と研究部と共同で研修・研究用の資料としての編集後、配布を予定しています。何分にも各関係機関において協力していただき公開になじまないものもあり、取り扱いに注意が必要な資料もあります。配布の折にはそのようなことからの配慮もお願いする予定ですがよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが活動報告といたします。



京都産業大学 インターンシップ

平成19年4月から始まった京都産業大学の寄付講座については前回会報で報告しましたが、今回はその講座受講生3名が8月20日～31日まで行った土地家屋調査士業務の就業体験をレポートと、学生たちを受け入れて頂いた3事務所先生方の感想を掲載いたします。

今年の夏はお盆過ぎから猛烈に暑い日が続き、その暑さのなか学生たちは外業（測量、境界標の埋設など）や役所調査、書類作成など指導する土地家屋調査士と共に行動し、業務体験をしました。また、本年度は滋賀県土地家屋調査士会のご協力により、1名の学生を受け入れていただきました。ありがとうございました。



初めての調査士業務を活かしたい 実習生と受け入れ会員からの感想文

広報部では、例年通りインターンシップを体験した学生たちと、彼らを受け入れていただいた各会員から感想文・コメントをいただきました。

國重 拓也（近畿大・神田総合司法書士、
土地家屋調査士事務所）

インターンシップに来て、今までのアルバイトとは全く異なった「働くということ」の大変さを体験することができました。また、私は将来、法律に関係する仕事に就きたいと考えていましたので、土地家屋調査士事務所で研修ができたことは大変良かったです。

私は、調査士の実務についてはほとんど知らず、大学での調査士会の寄付講座や本での知識しかあり

ませんでしたが、実際に現場に行って測量することによって、調査士の大変さや楽しさが分かりました。

特に、法律知識のないお客様に対しての測量や登記の説明は難しく、大変だということを感じました。また、このような説明の場に参加させてもらったことはありがたく、非常によい経験となりました。インターンシップで得た経験を、残りの大学生活や将来に生かしていきたいと思っています。

最後になりましたが、忙しい中、研修生として私を受け入れていただいた神田先生、研修のお世話をいただいた辻林さん、事務所の皆さん、そしてインターンシップのために動いていただきました調査士会の皆さん、本当にありがとうございました。

★ 神田 章太郎会員（北支部）

人の前で自分の考えていること、体験して心に残ったことを、しっかり話ができるというのも、一つの訓練です。こんな機会もありますので、是非、学生の皆さんは、たくさんのことを話してほしいと思います。

今回のインターンシップでは、調査士の資格を取得している社員を研修担当として、國重くんにつけました。教える方にも勉強になり、両方のプラスになると判断したからです。

今回、國重くんをインターンシップのお客さんという捉え方ではなく、新人の職員という立場で実習してもらい、多くの職員と接して、いろいろなことを学んだと思います。

國重くんが最後に言っていました、うちの事務所では毎日全員が私を含めて、トイレ掃除を輪番でしています。事務所の掃除も毎日やっています。そういうことも彼にやってもらいました。彼に「トイレ掃除はどうだった？」と聞くと「おもしろかったです」と、おすっと言っていました、それがいいんです。彼に伝えたかったことは、おもしろい、汚い、そんなところをそんな風に思って、気付かなかったことが、経験することによって、「じゃ、次はそこをキレイに使おう」とか、「誰かがやってくれているんだなあ」と感謝の気持ちが湧くようにならないといけない、ということで話しました。

國重くんも、いろんな体験を一生懸命やってくれたと思います。

藤原 一樹（近畿大・山田登記測量事務所）

大学での講義で「土地家屋調査士」について初めて学び、実習では、そこで学んだ様々なことを体験することが出来ました。よく街中で見かけていた測量の方法、その仕組みを教えていただき、測量の大切さがよく分かり、夏場の測量の大変さも教わりました。

中でも、今まで決して行くことのなかった法務局へ行ったり、講義では決して学ぶことの出来ない多くのことを、山田先生はじめ事務所の今村さん、長濃さんに教えていただき、本当に感謝しています。これらの経験は、僕にとってとても貴重なものになりました。

そして、いつかまたこのインターンシップで得たことを役立てられるような仕事に携わりたいと思います。

★ 山田 勝彦会員（南河内支部）

今回のインターンシップに来てくれた藤原くんですが、事情があり、最後の3日間は実習に参加できず、実質7日間の実習でしたが、当初は何をどう教えようかと悩みました。実際、実習が始まると、自分が行動する範囲で付いてきてもらって、教えていったというやり方です。

今の建物表題登記やら、土地の分筆なども年々厳しくというか、細かくなってきていて、法務局からも厳しくというか、細かくなってきていて、法務局からも要望される項目も多くなってきたということも説明しました。

本人にとって、一つの社会見学で、目にするものすべてが初めてのものばかりで、社会勉強としてはよかったのではないかと思います。今回の経験が将来に役立つものとなり、頑張っていたいただきたいと思います。

中嶋 一雅

（京産大・田中毅土地家屋調査士事務所）

私がインターンシップで感じたことは、土地家屋調査士とはよく動き回る仕事だ、ということです。例えば、調査のために法務局や市役所へ行ったり、測量や立会のために現場へ行ったりしました。

田中先生は、そんな忙しい仕事の中で、どんなことをやっていて、それはどんな意味があるのか、過去にどんなことがあったかなど、いろいろなことを私に教えてくれました。そのお陰で、土地家屋調査士の仕事の流れや大変さ、そして楽しさを知ることができました。

田中先生には、ご迷惑をおかけしてしまいましたが、貴重な経験をさせていただいたことに大変感謝しております。土地家屋調査士のインターンシップで、いろいろな経験ができ、参加して本当に良かったと思います。この経験を少しでも生かせるように頑張ります。

★ 田中 毅会員（滋賀会）

私の事務所は、補助者が1名ということで、ずっとベッタリの実習となりました。生の現場で作業し

てという形でしたので、実際大変だったと思います。丸1日の現場が3日あり、週が明けると腰が痛いというので、少し心配する場面もありましたが、話を聞いてみると、学生時代に野球部でバットの振り過ぎで腰を痛めたという経緯があったようで、少しホッとしました。

土地所有者との話し合いの場や官民境界の立会にも連れて行きました。場の空気も読めて、そういう面では、きっちりできるなと感心しました。

将来、どんな仕事に就くにしても、インターンシップでの経験が少しでも役に立てばいいと思います。この経験を活かして、社会で活躍していただきたいと思います。

大久保 皓平

(京産大・若林智土地家屋調査士事務所)

私は、土地家屋調査士のインターンシップを終えて、実習以前は図面を描いたり登記申請等の業務が中心だと考えていました。しかし、実際は現場での測量も多く、イメージとは違いました。

先生や事務所の方に、実習を通して出た疑問にも答えていただき、勉強になりました。また、普段行かないような区役所や法務局、公証人役場、京都境界問題解決支援センターに連れて行っていただき、貴重な体験ができ、ADRセンターでは事前相談に同席させていただきました。実際に筆界問題で困っている方を見て、土地家屋調査士は社会で必要とされている仕事であると感じました。

インターンシップを通して、将来の仕事には土地家屋調査士という仕事も選択肢として広がったと思います。

最後に、約2週間という短い間でしたが、先生をはじめ事務所の方々にお世話になりました。仕事に慣れるまで大変でしたが、楽しかったです。この仕事をもっとしてみたいくなりました。

★ 若林 智会員 (京都府)

あっという間の2週間で、受け入れ事務所として何を順番に教えていって、何を吸収してくれるのかな？という不安がありましたが、とても素直な学生さんで、意欲があって、ある意味で私たちが入った時のピュアな気持ちを思い出させてくれるような状態だなあという感じでした。

翌日から、炎天下の中、現場の測量を延々やっております。フラフラになりながらも2週間、弱音をはかず、過ごしてくれたというのが正直な感想です。

先ほど大久保くんの話にもありましたが、私は京都境界問題相談センターの運営委員をやらしてもらっているんですが、ちょうどこの2週間の間に事前相談の担当日に当たってまして、こんな機会もないと思ひまして、相談者をはじめ皆さんご了解を得て、同席してもらいました。調査士は、こういった形で社会貢献ということで関わっているんだということも知ってほしかったので。

そういったところで、今回の実習は、測量あり、事務仕事あり、社会貢献ありのいろいろな業務を体験できたのではないかと思います。いい意味で、こんな仕事もあるんだなあという風に思ってもらい、仕事の選択肢を広げていただけたらと思います。お互いにこの2週間で少し成長できたのかなと思います。

私は逆に“受け入れさせてくれて、ありがとうございました”という気持ちです。

越尾 円香 (京産大・宮原まりこ事務所)

私のインターンシップでの課題は2つありました。1つ目は、社会人として責任を負う仕事をするとはどういうことか考えること。2つ目は、この実習を将来の進路選択に役立てたいということです。実習を通して、これらのことについて考えてみました。

実習中は、筆界の調査、登記申請、測量、杭を埋めるなど様々な作業をしましたが、その中で、人と接することの多い仕事であることに驚いていました。依頼者の方との話し合い、測量の場においても様々な人と接して仕事をするには、相手からの信頼を得ることが必要だと感じました。

実習を終えて考えたことは、仕事とは一人でするものではなく、人と接するものなので、相手からの信頼を得てそれに責任を負うことは、社会人として仕事をする上で、すべてにおいて共通することではないかと考えました。そして、仕事の厳しさも少し感じるようになりました。このインターンシップでの経験は、今後の進路選択に役立つ貴重なものにな

りました。

ありがとうございました。

★ 宮原 まり子会員（京都会）

今回初めてインターンシップの受け入れをすることになりました。どんな子が来るのか、ドキドキしていましたし、そして何を教えればよいのだろうという不安もありました。

初めて会った時に、越尾さんを見て思ったのは大変まじめであるが、絶対的にあらゆる経験が足りないことを感じ取りました。そこで、インターンシップの限られた時間の中で、調査士の仕事を理解してもらうのではなく、調査士の多岐にわたる仕事を通して、どんな職業に就こうが使える交渉術、コミュニケーション術、企画運営術など様々なノウハウを教えることにしました。

教える中で、越尾さんにとっては耳の痛い大変厳しいことも言ったと思います。しかしながら、私の言った様々なことを一つ残らずメモしていたのには

感心しましたし、インターンシップに来て良かったと言ってもらえたときには感激したものです。

将来、この経験はきっと役に立つものと確信しております。社会に出てつまずいた時には、ふっとインターンシップで私が話したことを思い返してください。また、私が最後にプレゼントした言葉を思い返してください。きっと、解決の方法のヒントが見つかると思いますよ。今後の活躍を期待しております。



不動産登記令の一部が改正されました。

不動産のオンライン申請利用促進等のための改善策として、オンラインで登記の申請をする場合に添付情報が書面に記載されている場合は当分の間その書面を提出する方法によって添付情報を提供することが出来るとされ、関係する政令・省令が改正されました。

不動産登記令の一部を改正する政令（政令第一号）（法務省）

- 1 電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする場合において、添付情報（登記識別情報を除く。以下同じ。）が書面に記載されているときは、第一〇条及び第一二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができる特例を設けることとした。（本則関係）
- 2 この政令は、平成二〇年一月一五日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

平成20年1月11日官報

平成19年度 近畿ブロック協議会

第12回 ソフトボール大会 奈良大会

於 奈良柏木町 栢木球技場

末 永 貴 裕



平成19年10月20日、奈良市栢木町にある栢木球技場で近畿ブロック協議会第12回ソフトボール大会が行われました。当日はすっきりと晴れ渡った秋の空、気候も穏やかで日向では少し汗ばむほどの陽気に恵まれました。

午前8時40分に集合し9時から開会式です。当番会の奈良会会長、大会会長である京都会安井会長、来賓挨拶の後、前回優勝の京都会より優勝杯の返還（今回も手にする事ができるのか京都会！）、大会開始宣言・等々、最後に安井大会会長の始球式をもって熱戦の火ぶたが切られました。

京都会は和歌山会、奈良会と共にAグループに入り、第一試合は和歌山会と対戦。1、2回の攻撃を0点に抑えられた後、2回裏に和歌山会の猛攻により8点を取られます。3回に3点を返すも大量点とはならずに残念ながら敗れました。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
京都会	0	0	3	1				4
和歌山会	0	8	0	×				8

第一試合の悪いイメージを払拭すべく第2試合、対戦相手は奈良会です。1回表に1点を先制される

もその裏に4点をあげ調子は上向きに？・・・なってきたかと思いきや、3回表にまたしても相手チームの猛攻。奈良会のいかにも野球やってましてん！という尻、いやいや腰の回転から見事に振り抜かれたバットからレフトオーバーの長打を打たれ、連打の猛攻を受け6点を奪われる。1回の4点奪取は良かったものの、当番会の奈良会に遠慮？があったのか結果は下記スコアのとおり・・・残念。前回の優勝チームの実力をを見せてくれ・・・というのは記者の独り言。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
奈良会	1	0	6	2				9
京都会	4	1	0	0				5

午前に2試合を戦い、第三試合の間にお待ちかねの昼ご飯です。すがすがしい秋晴れに仕事も忘れてみんなでソフトボール（携帯で仕事の打合せをしている選手もおられたようですが・・・調査士に定休日はありませんね）。勝ち負けがどうであれ、そんな事に関係なく気持ちがいいにきまっています。奈良会の皆さんが手配して下さったお弁当をみんなでいただきました。（田中牟監督と次世代を担う選手の皆さん）↓





↑午前2試合、さらに午後の1試合も一人で投げ抜いたエース南育雄投手、そしてその速球を受け続ける守備の要 小林明石選手。昼食後最終戦に向けて鋭気を養います。

「もう帰ってもええで～～」って聞こえたような気もしましたが・・・。



さて午前2試合を敗れた京都会は、午後から5位・6位をかけて滋賀会と対戦。1回2回と滋賀会に先行されるも、2回裏の攻撃で竹上均選手、岡野圭輔選手の連続ヒット、続く二つの四球で1点を加え、ノーアウト満塁の場面で安井和男選手の2塁打で2点を挙げるなど、一挙6点をあげ同点に迫ります。3回表に再び引き離されるもその裏にヒットを重ね逆転のチャンスを作ります。しかし！うまく捉えたあたりがライトライナーに終わるなど、1点を追加したのみで反撃も及ばず敗れてしまいました。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
滋賀会	4	3	3					10
京都会	1	6	1					8

さて、優勝決定戦は和歌山会と兵庫会で争われま

した。和歌山会の連打と堅い守り、兵庫会の長打と速球投手、実力伯仲のおもしろい試合になりました。結果は5回まで戦い8対6で和歌山会の勝利。第12回の近プロソフトボール大会優勝チームは和歌山会となりました。

さて、京都会は残念ながら6位となってしまいましたが、澄み渡った秋空の下でにぎやかにソフトボール大会が催され、初参加の記者（出場してませんが）も楽しい時間を過ごしました（調査士は屋根のない場所がよほど好きなのではないでしょうか）。次回第13回は和歌山会の当番で予定されているとの事。さっそく優勝めざして練習が開始（再開？）されるとかされないとか。

第12回 ソフトボール大会 結果

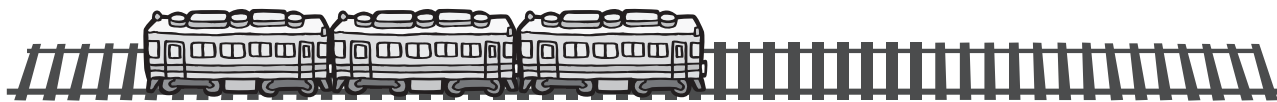
優 勝	和歌山会
準優勝	兵庫会
3 位	大阪会
4 位	奈良会
5 位	滋賀会
6 位	京都会

最後に、当番会として開催に向けて準備下さった奈良会の皆様ありがとうございました。

男所帯で何かと面倒を見て下さった青木マネージャーお疲れさまでした。



旅行記



会員親睦旅行に参加して

丹後支部の富田です。平成19年11月25日から26日にかけて一泊二日の行程で会員親睦旅行に参加させていただきました。

親睦旅行には過去に数回参加させていただきましたが、今回、初めて役員（財務部）として参加させていただきました。

1日目、京都駅に午前9時に集合の予定だったのですが、当日、丹後地方濃霧の為、京都駅到着が約30分遅れ、皆さんに御迷惑をかけてしまいました。すみませんでした。・・・（悪いのは、JRと思います。・・・）

1日目、バスの中ではたいへん盛り上がり、又、夜の宴会でもゲームに参加し、役員としても皆さんに楽しく過ごしていただくように努力し、楽しい1日を過ごせたと思っています。バスの中から見た山の景色が美しく、とても印象的でした

2日目、前々から一度見たいと思っていた白川郷が見学できてよかったと思っています。2日間通して、美味しいものをたくさん食べて、美しい所・歴史上の建物を見学して、日頃会う機会が少ない南部の皆さんといろいろな話ができて、毎日の業務でのストレスを発散して、有意義な2日間でした。

後一年、役員としての任期がありますが、20年度の旅行も今年以上にがんばって計画をしたいと思いますので、たくさんの御参加を期待しています。



第14回 自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会

於 府立山城総合運動公園（太陽が丘グラウンド）

栗 井 紀 光

晴天に恵まれた秋空の下・・・ならぬ残暑の日差しが非常～に厳し～いなか自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会が行われました。参加チームは今回主催の司法書士会2チーム、不動産鑑定士協会、社会保険労務士会、公認会計士協会、税理士会、行政書士会、土地家屋調査士会でした。

司法書士会中川馨会長の開会挨拶後の第1試合「プレイボール」で始球式。（始球式する人どこかでお見かけしたな・・・。あ～っ！あの方は京都地方法務局の粕信雄局長ですよん!?!）「ストライク」見事な速球で立派な始球式でした。我が土地家屋調査士会はグラウンドの都合上1時間休憩です。その間、司法書士会と行政書士会の試合を見学することに。（あの司法書士さんナイスバッティングやな・・・？て、粕局長ですよん!?!）司法書士会のチームメンバーとして終始ハッスルプレーをされている姿に感心いたしました。皆様ご存じのとおり昨年の近プロソフトボールで肉離れになった私。今回は一所懸命走らずに軽く行こうと決めたのですが、昔のヘボ内野手の血が騒いだのか本能的に1、2塁間の球に飛びついた結果、右のあばら骨を軽くやってしまいました。くしゃみするの、トイレに行って紙で・・・。いやいや、ソフトボールの報告をしなければなりませんでしたね。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
調査士会	4	3	0	0	0			7
社労士会	1	0	2	1	1			5

第1試合対戦相手は社会保険労務士会です。初回から打線が爆発し序盤で7点をとるもののその後安心するのかバテるのか追加点はとれないまま、逆に



粕信雄京都地方法務局長：始球式

じわりじわりと点をとられましたがそのまま逃げ切り快勝。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
司法書士会B	3	0	0	0				3
調査士会	4	0	0	×				4

2回戦は司法書士会B。私は第1試合D.Hでしたので楽しいソフトボールを満喫させてもらいましたが、2回戦田中牟監督より「セカンド栗井！」（なんで～？）手強い相手らしいのです。その意味は初回痛感しました。先頭打者からいきなりバントです。守備の乱れによりノーアウト1塁。この場面セカンドが一番辛いのです。バントをされるとファーストにカバー。バットを引っ込められて三塁側に内野ゴロの場合はセカンドベースに入ってゲッツー。つまり、一球一球シチュエーションによって動きが変わるのです。初回から拷問のような仕打ちに私は精根果ててしまいました。この時、飛びついたと言

うよりずっこけた結果あばら骨の悲鳴を聞くはめになったのです。1点差のまま最終回ツーアウトランナー1塁。(早く終わってほしいけど、こっち来るなよ。来るなよ。て、来ましたやんか!!ここでエラーしたらベンチ帰れへんやん。) なんとかアウトにできてホッとしました。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
税理士会	0	2	2	0	1			5
調査士会	1	0	0	0	0			1

いよいよ決勝戦は税理士会です。クリームホワイトにえんじ色の帽子、シャツ、背番号そして左胸に縦書きで「税理士会」の文字。(よ～ん。きまってますやん) ユニホームだけではありませんでした。最後まで急速の衰えないエース南育雄先生の速球を長打をされては仕方がない。なおかつ相手方ながら守備も良かった。ダブルプレーを決められたり、セカンドにキャンパス側を飛びつかれたり、もう圧倒されて意気消沈でした。何より相手方は若い先生が多く肌の色つやも違いましたわ。それに引き替え我々は・・・。(ふ～っ。(_-;))
しかしそれでも準優勝！おめでとうございます。

優 勝 近畿税理士会京都支部連合会

準優勝 京都土地家屋調査士会

3 位 京都府行政書士会

4 位 京都司法書士会B

5 位 京都司法書士会A

5 位 京都府社会保険労務士会

7 位 京都府不動産鑑定士協会

7 位 日本公認会計協会京滋会

追伸：打ち上げの夕食会にて山内健治先生に決勝戦での私の併殺打を「あれは無いわ～」て、「っただけ～っ」言うぐらいしこたまイジられました。これから法務局で会う度に「あっ、併殺打の・・・。」と言われそうなのがとても心配です。



平成19年 第23回通常総会開催

社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

当協会の第23回通常総会は、平成19年9月7日午後2時から、ホテルグランヴィア京都において、全社員168名中、会場出席者57名、委任状提出者32名、書面による議決権行使者56名の計145名の参加により開催されました。

田中淳子総務部員の開催宣言に始まり、物故者への黙祷、渡邊正平理事長の挨拶、新入社員の紹介に続いて、森井雅春社員、上口武志社員をそれぞれ議長、副議長に選出、議事録署名者は木村正和、山藤長継両社員が指名され、直ちに議案審議に入りました。

- 第1号議案 平成18年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成18年度決算報告承認の件並びに監査報告
- 第3号議案 平成19年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 平成19年度予算（案）承認の件
- 第5号議案 役員選任報告承認の件

以上5件の全議案は、提案どおり全て可決承認されました。今回は、2年ごとの役員改選期に当たっていたことから、新役員が選任され、今後の協会運営に取り組んで行くことになりました。また、平成19年度の事業計画では、受託形態の変化に伴う研究と対策、公益社団法人認定に向けての研究と対応、協会の体制強化、調査士会、京調政連との連携、制度の啓蒙と受託活動の推進、業務の効率的な処理体制と社員指導の徹底、情報の収集と公開の6本柱が基本方針として掲げられています。

ここで休憩に入り、この間を利用して、別室において新理事による理事会が開催され、新理事長に渡邊正平理事長が再任されました。

休憩の後、多数の来賓にご臨席頂き、渡邊理事長の挨拶に続き、来賓代表の方々からご祝辞を頂戴し

ました。続いて祝電披露の後、西田盛之副理事長の閉会の辞により無事に終了しました。

新役員

理 事 長	渡 邊 正 平
副理事長（総務／経理）	俣 野 恭 広
副理事長（業務／企画開発）	溝 尻 和 弘
専務理事	野瀬井 元
常任理事（総務部長）	新 邦 夫
常任理事（経理部長）	竹 上 均
常任理事（業務部長）	南 育 雄
常任理事（企画開発部長）	吉 見 康 二
理 事（総務）	川 戸 伸一朗
理 事（経理）	木 崎 英 雄
理 事（業務）	吉 田 昌 治
理 事（業務）	小 林 明 石
理 事（企画開発）	信 吉 秀 起
監 事	山 崎 春 男
監 事	井 本 勝 美
監 事	塩 崎 幸 生

支部だより

上京ふれあいまつり2007

みやこ北支部

山 腰 昇 士

京都みやこ北支部として本年も「上京ふれあいまつり」に参加しました。このお祭りは昨年の10月に京都市立北総合支援学校で開催されました。運動場では、たこやき、焼きそば、うどんなどいろんな食事ができ、くじびきや射的といったお店も出展されていました。私は、そばめしと豚汁をたべましたが、すごくおいしくてびっくりしました。普通のお祭りのものよりおいしいかも！

一方、私たちが出店したお店は、体育館にあり、我々の他には、上京保健所が出展されている「健康コーナー」や近畿税理士会上京支部の「無料税務相談コーナー」などがありました。この他にもたくさんの面白いお店があり運動場と体育館を合わせると出店数は、40以上になります。

健康コーナーでは指先の毛細血管を電子顕微鏡で診て、血液どろどろ度を調べてくれます。なぜか調査士に大人気でした。調査士に次に人気があったのは、歯の相談と正しい歯磨きのやり方を教えてくれるコーナーでした。正しい歯磨きのやり方って、

私は知らなかったのですが、結構感動しましたよ！「ゴシゴシはだめですよ、歯に押し当ててから振動させるように歯と歯の間を磨いて下さい」と言われました。ぜんぜん磨いたあとの爽快感が違いますよ。みなさんもぜひやってみて下さい。

調査士コーナーでは、「距離当てゲーム」と「無料調査士相談」を行いました。距離当てゲームとは、子供たちを対象に好きな絵のカードを置いたところまでの距離を当てるゲームです。そして、正解を知るためにTSを設置して計測をしました。単純なゲームですが、結構子供たちには盛況でした。相談コーナーにも何人かの相談がありましたが、上京ふれあいまつりということあり、それほど深刻な相談はなかったようです。

このような機会を通して、すこしでも調査士の仕事を社会に広報できることができればいいなと思いました。来年も距離当てゲームにひとひねりを加えて参加したいと思います。



距離宛ゲーム



無料調査士相談

役目と成長

城南支部長

中 村 良 三



テレビ人間の私が楽しみにしている番組のひとつにNHKの大河ドラマがある。ご承知のとおり、この番組は1年を通して毎週日曜日のゴールデンタイムに放映されているNHKの主力商品であり、主に歴史上の人物を題材にした時代劇ドラマとして長寿を誇っている。いつの頃からか、新人の俳優や時には売り出し中の歌手やタレントが主役に大抜擢されることが見受けられようになった。その是非は別にして、例えば売れっ子歌手が主役を演じた場合、その新鮮味とは裏腹に、未熟さと緊張から生まれる拙い演技に、思わずテレビのリモコンを手にすることがある。ところがそれを懲りず見続けていると、演技が着実に上達していくのが素人目で解るのである。本人の努力は言うに及ばず、大河ドラマには必ずと言っていいほどお馴染みのベテラン俳優が主役を支えているが、このベテラン俳優から受ける影響は計り知れないものがあり、苦言を含めたアドバイスは演技の中に着実に芽生えていくのである。つまり主役という大役を与えられ演じきることが、その人を大きく成長なさしめていると思うのである。このようなことは何も演劇の世界に限られたことではなく、音楽やスポーツでも、もっと言えば社会生活全般に当てはまるもので、実は一見身の丈に合わないと思われる役目が、そのひとの成長に大きく役立っているのである。

京都会は、会長をはじめとして副会長、常任理事、理事、部員並びにいくつかの委員会で組織されており、上位下達のピラミッド形式であるものの、決して専制的ではなく、談論風発な気風で自由に意見交換できる民主的な集まりであり、役員間の年齢差や調査士の経験年数の違いはあっても、互いに尊敬できる関係の中で運営されていると聞いている。

そのような中で調査士会を取り巻く環境はここ数

年目まぐるしく変化しており、これに対応する役員の苦労は並大抵のことではない。いつの時代にも役を引き受ける人は少なく、にも関わらず引き受ける人に対して「あの人は好きでやっている」、あるいは「役を引き受けると金儲けに繋がる」等々、このような言葉をしばしば耳にするが、あまりにも心ない言葉であり憤りさえ感じる。役員といっても無報酬、手弁当である以上、日常業務をこなさなければ生活できないわけで、貴重な時間を役目に割いているのである。

ところが役目の不満を言いつつも、役目の中で学ぶべき事柄が多く、決して損な役回りでは無いという強がりも聞こえてくる。人にはいくつかの秘められた能力があるが、それにはなかなか気づかない。あるきっかけで見事に開花することがあるが、それを気づかせてくれるのが組織であり、組織の役目であり、役割を与えられることだと思うのである。

敢えて自身のことを棚に上げ身勝手な言い分を許してもらえらるなら、役員の成長には目を見張るものがあり、特に若手役員の成長は目覚ましく自信さえうかがえるのである。損はしても、徳することも見返りもない役目の副産物として、自信と成長が生まれるのである。

組織の重責を担い、最も難しく言い換えれば最も大事な人間関係の中で、悩み苦しむことで人は確実に成長していく。私自身あまり大きな口を叩ける立場ではないが、せめて役員に感謝することはあっても、決して足を引っ張ることはないようにしたいものである。

わが愛しき京都サンガ

園部支部

片 山 文 昭



私の事務所は南丹市八木町であります。京都市内の上桂に住んでおります。

そんなわけで西京極陸上競技場にある西京極スタジアムとは近いところにあります。

西京極スタジアムといえば京都サンガがホーム・スタジアムとしているサッカークラブがあり、京都サンガのサポーターとして西京極で京都サンガのゲームがあるときは、ほとんど見に行っております。

私とサンガの出会いはまだ京都サンガがJFLに位置していた時であり、そのころはJ1、J2という区別はなかった時であります。たまたま秋の天気の良い日に女房と自転車で運動を兼ねて西京極周辺に行きましたら何やら試合をやっている様子。その時にある男性が寄ってこられて「今サッカーの試合をやっているのですがチケットが余ったのでよかったですら観戦されませんか。」とチケットを頂きました。私自身は野球の試合は観戦したことがあります。がサッカーのことはあまり知らず、もちろん観戦したこともなく、「メンバーは11人です。」「ゴールキーパー以外は手を使ってはいけない。」程度の知識しかありませんでした。

何はともあれせっかくなので一度観戦して見ようと思い入場してみることにしました。

試合は当時の京都パープルサンガと現在同じJ2にいる当時の名前で鳥栖フィチャーズ（現サガン鳥栖）との試合でありました。しかもこの試合で勝てば念願のJリーグに昇格が見えてくるという大事な試合でありました。観戦してみるとこれが非常に面白い。

そんなわけですからすっかりはまってしまい京都サンガを応援している次第であります。

おかげでそのときの試合は勝利することができ、晴れてJリーグチームに昇格することが出来ました。

それ以来せっせと西京極スタジアムに足を運んで

おるのですがいやはや、ヤキモキさせられることばかりで今年はJ2の位置におり（結局前と同じポジションか）来期J1に昇格するかどうかは微妙なところで、過去J1より2度の降格を味わっているであります。

しかしながら最高の思い出もありました。それは元旦に行われる天皇杯サッカーでありました。2002年1月1日決勝戦にて鹿島アントラーズとの試合を超満員の国立競技場にて観戦したことであります。決勝まで進んだことですので満足していましたが、逆転勝利にて優勝したときは思わず涙が出そうになりました。それやこれやで一喜一憂しながら応援をしているわけであります。

ただ不満なことがあり、それは観客が少ないことでもあります。もちろん強くなりメジャーな選手が出てくれば観客も増えると思いますが、それにしても少なく多くの京都の一流企業がスポンサーとして、また京都府、京都市も応援しており観客動員に一役かっはいますがその割には少なく、他の地域のクラブチームに比べ京都としての応援が少ない気がします。（ん、これも地域慣習かいやちょっと、ちゃうか）もっと観客が増えればと思っていますが、しかし熱心なサポーターもたくさん知っています。そういえば某支部のY先生も熱烈なサポーターであり、また先ごろ仕事の関係で知り合った方はアウェイの試合までいくという熱烈なサポーターであります。

何はともあれサッカーを知っている人、知らない人、サンガを好きな人、嫌いな人を問わずぜひ西京極スタジアムに足を運んで試合を観戦しましょう。

まあ、いずれにしてもこの会報が出るころは京都サンガもJ1昇格しているのか、はたまた来年もJ2のままかの結果は出ています。さて、どうなるか…。

釣 行 記 No.2

中丹支部

岩 鼻 良 久

さてなぜNO. 2かと申しますと以前、平成15年の広報誌にも同タイトルで記事を書かせていただいたからで、今回久しぶりに私事の記事を書かせてもらいます。以前の記事はある一部の方には、好評でした。やはり同じ趣味を持つ方は興味があるのかなと、またその流れで年齢を問わず仲良くなれるものでもあります。

さて、平成20年になりましたが、昨年は1年を通じ約15回海に出かけてきました。正月も早々の1月2日には快晴、風の好天で釣果もまあまあでした。今年は幸先よく良い釣果の1年になるだろうと感じそれから、夏までは青物も好調に釣れました。行った日もたまたま良かったのかと思いますが、前半はブリ（写真ありませんが）2本あげることができ絶好調。



【メジロ約75センチ 白石の漁礁にて】



【白イカ捕獲】

夏は魚よりイカにはまっ
てしまい、なによりおい
しい白イカを大量捕獲。近所
にくばっても大変喜ばれ気
分爽快です。

後半の秋から冬にかけてはまた青物狙いですが、前半にくらべると調子が狂い良い釣果はあげられず悔しい日が続きましたが、数年ぶりにヒラマサの猛ラッシュにたまたま短い時間でしたが5ヒットの3本船上げに成功。食べても釣っても最高のヒラマサは最高です。これは、10月13日のことですが、毎年この時期に冠島周辺に回遊してくるようで一昨年も釣果あったようです。青物が好きな方はぜひこの時期に挑戦して下さい。たぶん私も海にいます。ちなみに冠島も昨年から携帯のフォーマも通じるようになり仕事の電話にも対応できますので。

今年は早速1回行ってきましたが、ハマチ2匹と散々な結果になりました。幸先が良くなく今度はいつ行こうかと思案中で毎日、天気を気にしながら快晴なら測量日和⇔釣り日和どちらにするか迷いながら日々過ごしている感じです。次回【釣行記NO. 3】も興味のある方は読んで下さい。（部長に却下されるかな。）



【ヒラマサゲット 冠島 裏に見えるのは小島です】

第2回土地家屋調査士特別研修考査結果と認定者

第2回特別研修は平成19年2月2日から基礎研修が開始され、グループ研修、集合研修、総合講義と計45時間に及ぶ研修を終了した後、4月7日に考査が行われました。法務省によれば認定の基準は、特別研修の考査における得点が90点中45点以上（ただし、択一式問題の得点が10点以上）との事です。

その結果、第2回認定者数が1,185名と発表され、第1回認定者数1,090名と合わせて計2,275名が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号に規定する民間紛争解決手続関係業務を行う事ができると認められた事になります。

京都会で認定を受けた方は下記の通り。

麻島 克司	佐藤 光寛	渡邊 智之
平塚 泉	大山 幸夫	山腰 昇士
西村 伸一	北村 尚嗣	長岡 賢造
谷口 明治	岩鼻 良久	大西 淳
信吉 秀起	杉山 康夫	田中 淳子
小林 明石	末永 貴裕	橋本 能彰
森戸 敏恵	藤本恵利子	

（申請順に記載、敬称略）

京都会においては昨春ADR機関として『京都境界問題解決支援センター』を開設。その運営が既に始まっております。民間紛争に携わる事で一方当事者の代理人となる場面が想定される中、日常業務で培った知識に加え、さらに研鑽を積み倫理観を養う事で、土地家屋調査士がその専門性を活かして、社

会に貢献できる場が益々増えてくるのではないのでしょうか。土地家屋調査試験の受験者数が、年々減少している事は何を暗示しているのでしょうか。社会に貢献し魅力ある資格であると認知される絶好の機会が、特別研修あるいはADR認定にあるように思えるのですがいかがでしょうか。昨年秋には、第3回の特別研修の実施について発表がありました。2月1日より研修が始まり、3月29日に考査が行われるとの事です。参加される方は一人でも多くの方が認定を受け、土地家屋調査士の未来造を造るべく頑張ってください。



平成19年度 土地家屋調査士試験最終結果

受験地大阪では102名が合格

平成19年度土地家屋調査士試験 合格者氏名が、平成19年12月14日付け官報に掲載されました。受験地大坂では102名が合格。

下記は法務省ホームページからの資料です。

出願者数 7 5 4 0 名

受験者数 6 2 5 0 名

合格者数 5 0 3 名

(男482名 95.8%、女21名 4.2%)

筆記試験合格点 午前の部の試験

満点100点中78.0点以上

なお、土地家屋調査士試験の出願者数は、減少傾向にあり、昨年度に比べ392人減、4.9%減との事です。

	出願者数	合格者数	合格率
平成14年	9641	618	6.4
15年	9354	610	6.3
16年	8875	591	6.3
17年	8307	566	6.4
18年	7932	520	6.5
19年	7540	503	6.6



昨年12月14日京都地方法務局において合格証書伝達式が行われ、4名の合格者の方が証書を受領されました。おめでとうございます。法務局職員、京都府からの主席者のほうが合格者より多い、例年とは少し雰囲気の違いがあった授与式ではありました。昨年度、受験地京都での合格者は18名、合格証書授与式にもたくさんの方が出席されましたが、受験地を一括して大阪とするといった試みの中で、多くの方が大阪会場で証書を受領されたとの事です。

会 員 異 動

登録番号362

村 上 泰 三 みやこ南支部
H19.7.6 変更
Eメール qqxv877u9@herb.ocn.
ne.jp

登録番号671

富士原 衛 園部支部
H19.7.24変更
Eメール f.m@wave.plala.or.jp

登録番号13-0002

大都土地家屋調査士法人 みやこ南支部
H19.7.24法人登録
〒604-0971
京都市中京区富小路通竹屋町上る
桝屋町329番地
TEL 075-252-1001
FAX 075-252-1002

登録番号486

安 井 和 男 嵯峨支部
H19.7.25変更
〒615-8072
京都市西京区桂木ノ下町 1 番地80

登録番号556

松 本 和 之 みやこ南支部
H19.8.7 変更
Eメール mail@mts.j.sakura.ne.jp

登録番号568

山 本 貢 義 みやこ南支部
H19.8.8 届出
Eメール y-touki@taupe.plala.
or.jp

登録番号669

西 澤 茂 嵯峨支部
H19.8.13変更届出
FAX 075-462-3084

登録番号581

溝 上 美 好 舞鶴支部
H19.8.13変更届出
Eメール mizokami_tochikaokuc
housashi@nijty.com

登録番号783

寺 田 岳 史 嵯峨支部
H19.8.13変更届出
TEL 075-204-7855

登録番号246

吉 田 忠 芳 城南支部
H19.8.15死亡

登録番号751

片 山 祥 司 中丹支部
H19.8.29変更届出
FAX 0773-42-0067
FAX 0774-52-9629

登録番号784

上茶谷 拓 平 みやこ北支部
H19.9.3 入会
〒606-8083
京都市左京区修学院犬塚町 8 番地
の30
TEL 075-711-6116
FAX 075-701-1231
携帯電話 090-5672-8260
Eメール kamichatani@r6.dion.
ne.jp

登録番号785

秋 田 朋 徳 城南支部
H19.9.3 入会
〒610-0101
城陽市平川横道77番地の12
TEL 0774-53-8670
FAX 0774-52-9629
携帯電話 090-2091-1865
Eメール t.akita-dep21@hera.
eonet.ne.jp

登録番号786

築 山 正 人 伏見支部
H19.9.10 入会
〒601-8206
京都市南区久世大薮町489番地92
TEL 075-925-0888
FAX 075-925-0889
Eメール tsukiyama@tuba.ocn.
ne.jp

登録番号787

小 森 彰 嵯峨支部
H19.10.10 入会
〒615-8238
京都市西京区山田車塚町15番地48
TEL 075-382-1655
FAX 075-382-1656
携帯電話 090-3864-2289
Eメール komori-sokuryou@
maia.eonet.ne.jp

登録番号597

松 浦 寛 丹後支部
H19.11.15 変更届出
Eメール h.matsu2@mxe.
nkansai.ne.jp

登録番号666

吉 田 徳 城南支部
H19.11.16 退会

登録番号625

中 村 淳 伏見支部
H19.11.30 退会

登録番号788

酒 井 規 宏 嵯峨支部
H19.12.3 登録・入会
〒616-8364
京都市右京区嵯峨中山町33番地
サンライズ嵯峨2階2E
TEL 075-872-5303
FAX 075-872-5303

登録番号616

齊 藤 敦 子 みやこ北支部
H19.12.20 廃業

登録番号709

片 木 啓 仁 みやこ南支部
H19.12.20 退会

登録番号384

柳 和 征 西山支部
H19.12.28 廃業

登録番号683

藤 田 浩 明 中丹支部
H19.12.28 変更届出
Eメール fujita@kih.biglobe.ne.jp

登録番号479

梶 田 憲 義 みやこ北支部
H20.1.1 変更
〒606-0955
京都市左京区松ヶ崎雲路町17番地
1
日建ビル2階

ご 結 婚

おめでとうございます

・中丹支部 岩鼻良久会員が11月24日結婚
されました。

新入会員紹介



H19.9.3 入会
みやこ北支部
上茶谷 拓 平
登録番号 784号



H19.12.3 入会
嵯峨支部
酒 井 規 宏
登録番号 788号



H19.9.3 入会
城南支部
秋 田 朋 徳
登録番号 785号



H20.1.10入会
みやこ北支部
西 川 亜 紀
登録番号 789号



H19.9.10入会
伏見支部
築 山 正 人
登録番号 786号



H20.1.10入会
丹後支部
小 牧 弘
登録番号 790号



H19.10.10入会
嵯峨支部
小 森 彰
登録番号 787号

訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

- ・城南支部吉田忠芳会員が8月15日逝去されました。
- ・丹後支部松井一会員のご息女寧子様の告別式が12月1日営まれました。

会 議 報 告

第2回地域慣習調査委員会

日時 平成19年 7 月11日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 25-2 P Tの纏めの件について
2. 2次調査の件 (府立資料館)

ホームページ運営委員会

日時 平成19年 7 月17日 (火)

場所 調査士会館

- 議題 1. ホームページ更新・維持業務に関する
契約の件
2. 本年度予算について
3. 原稿からUPまでのフローについて
4. 会員制掲示板設置について
5. ストリーミングビデオ配信システムに
ついての説明
6. バナー広告について

業務部会

日時 平成19年 7 月18日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 93条調査報告書について
3. A D Rについて
4. 筆界特定制度について
5. 規則77条街区基準点について
6. 改正調査測量実施要領について

第3回表示登記研究会

日時 平成19年 7 月18日 (水)

場所 法務局

- 議題 1. 報告事項
2. 地図の整備事業 (14-1地図作成作業)
の推進について
3. 筆界調査委員の任期満了後の措置

広報部会

日時 平成19年 7 月18日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 無料登記相談員
2. 会報第141号、会館建設記念号につい
て
3. 大広京都より
4. 19年度事業について
5. ネームプレート改修 (本局)
6. その他

研修部会

日時 平成19年 7 月24日 (火)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 研修に関するアンケートについて
3. 研修会実施資料等の作成について
4. 新入会員研修について

総務部会

日時 平成19年 7 月25日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 上半期事業計画実施にあたっての具体
的な協議
3. その他

京都境界問題解決支援センター運営委員会

日時 平成19年 7 月26日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 調査士が行う補佐人業務推奨の為のセ
ンター啓蒙活動について
3. A D R法認証手続の為の規則・規定・
マニュアル等の見直しについて
4. 各期日毎の事務局からの連絡 (申立

- 人、相談者、相手方等)について
5. 調停予約事件の予備協議について
6. センター事務補助員(調停期日等の調整役)の人選について
7. その他

研究部会

- 日時 平成19年 8 月 1 日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 在宅研究応募の件
2. 25-2の纏めの作業協力について
3. その他

第3回地域慣習調査委員会

- 日時 平成19年 8 月 1 日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 京都府立総合資料館の報告事項と併せて報告
2. 25-2 P T 報告書の分担作業

第4回常任理事会

- 日時 平成19年 8 月 8 日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 平成19年、20年度役員に関連して業務分掌規則第3条(選任)への対応処理について
3. 第58回自由業団体懇話会への出席者について
4. 筆界特定室からの要望について
5. 77条街区基準点について
6. 館内ネットワーク環境について
7. 理事(常任)会情報、ファイル交換について
8. 事務職員増員等について
9. その他

財務部会

- 日時 平成19年 8 月22日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告
2. 近プロゴルフ大会について

3. 親睦旅行について
4. その他

総務部会

- 日時 平成19年 8 月22日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 会館建設実行委員会規則の検討結果について
3. 会館管理及び使用規程の検討結果について
4. 事務局職員増員の検討
5. その他

京都境界問題解決支援センター運営委員会

- 日時 平成19年 8 月23日(木)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 運営委員の配置について
3. 測量実施員の選任について
4. 研修会の開催

研修部会

- 日時 平成19年 8 月29日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. アンケート結果をもとに研修内容を検討
3. 愛媛大学和田直人教授の研修について
4. 日調連主催ADR特別研修の協力員について
5. 研修資料作成について

研究部会

- 日時 平成19年 9 月 5 日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 在宅研究の個別募集について
2. 地域慣習委員会の継続作業参加

第4回地域慣習調査委員会

- 日時 平成19年 9 月 5 日(水)
場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 京都府用地課からの官有地籍図公開についての周知の方法を協議
3. 亀岡市への報告書提出の件
4. 支部長会議への地域慣習委員会からの研修提案ができないか協議

総務部会

日時 平成19年 9月26日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 会館建設実行委員会規則 (継続案件)
3. 事務局職員増員の検討 (継続案件)
4. その他

第5回常任理事会

日時 平成19年 9月12日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. オンライン申請の普及のための会員講習会開催について
2. その他

研修部会

日時 平成19年 9月27日 (木)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 次回 (10月21日・22日) 研修会について
3. DVDライブラリーについて (平成17年度・18年度)
4. 法学研修 (宮本弁護士) の日程
5. 中丹支部から筆界特定制度の講演依頼
6. 10月2日無料登記相談員について
7. 新入会員研修会について

広報部会

日時 平成19年 9月19日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告

2. 無料登記相談員について
3. 相談会の相談員の決定
4. 会報・会館建設記念号について
5. 会報担当者の決定
6. オンライン申請の会員講習会について

ADR運営委員会

日時 平成19年 9月27日 (木)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 相談時 (事前・有料) 調停を伴わない測量実施員の紹介方法について
3. ADR法認証手続の為の規則・規定・マニュアル等の見直しについて
4. 3号調停 (2号改め) の調停終了について
5. センター構成員 (相談員・調停員) の面接について

第4回表示登記研究会

日時 平成19年 9月20日 (木)

場所 京都地方法務局

議題 1. 報告事項・要望事項

2. 街区基準点測量成果の送付状況及びその取り扱い等について
3. 地図の整備事業 (14-1 地図作成作業) の推進について
4. 筆界特定事件状況報告等について

支部長会議

日時 平成19年 9月28日 (金)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

業務部会

日時 平成19年 9月20日 (木)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項について

2. 77条街区基準点について
3. 9月28日の支部長会議の件
4. その他
5. ADR認証について

表紙制度実行委員会

日時 平成19年 9月28日 (金)

場所 調査士会館

議題 1. 来年の表紙について印刷枚数、デザイン、サイズの検討

研究部会

日時 平成19年10月 3 日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項
2. 在宅研究の支部長募集について
3. 研究部としての在宅研究対応について
4. その他

地域慣習調査委員会

日時 平成19年10月 3 日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 支部長会議においての地域慣習研修啓蒙について
2. 園部支部研修のための地域慣習研修用CDの作成について
3. 鑑定委員会との合同研修会について
4. その他

第6回常任理事会

日時 平成19年10月10日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 平成19年度上半期事業報告の件
2. 平成19年度下半期事業執行の件
3. 『オンライン申請促進P T』委員の数と委員の選任について
4. 日調連会則及び議事運営規則についての京都会意見について
5. 倫理規範の草案について京都会会員への意見募集について
6. 会館建設実行委員会規則、会館管理及び使用規程の総務部検討結果について
7. 事務局職員増員の件について
8. 平成20年 1 月に行うレビン先生の研修会(有料)会館使用について
9. 上記研修会へ事務局井上さんの参加の件
10. センターの認証取得の件
11. 調査士紹介制度の件(運営委員会から

の要請)

12. 法務局から依頼があった「測量講習会」について
13. 日本補償コンサルタント協会からの研修講師推薦について
14. 市・府民を対象として土地家屋調査士の業務についてのアンケート実施について
15. その他

広報部会

日時 平成19年10月15日 (月)

場所 調査士会館

議題 1. 報告
2. 無料登記相談員の確認
3. 相談会の相談員の決定
4. 会報・会館建設記念号について
5. 1 4 2 号会報
6. オンライン申請促進のための会員講習会について
7. 市・府民対象の業務アンケート調査
8. 相談者への会員紹介システム
9. その他

業務部会

日時 平成19年10月17日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項
2. 街区基準点について
3. 筆界特定について
4. 業務研修会について

研修部会

日時 平成19年10月24日 (木)

場所 調査士会館

議題 1. 次回法学研修について
2. 平成20年 1 月に実施されるレビン小林先生の有料研修会について
3. 新入会員研修会について
4. ビデオライブラリーについて
5. 研修会実施資料等の作成について

6. その他

財務部会

日時 平成19年10月24日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 親睦旅行について
3. その他

第5回理事会

日時 平成19年10月26日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 平成19年上半期事業報告の件
3. 平成19年度下半期事業執行の件
4. 京都境界問題解決支援センター認証取得の件
5. その他

研究部会

日時 平成19年11月 7 日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 在宅研究の追加要請についての状況報告
3. 25条2項の資料の研究分析について

地域慣習調査委員会

日時 平成19年11月 7 日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 地域慣習調査委員会の25-2のDVD配付について
3. 境界鑑定委員会との合同研修会の開催日について
4. その他

第7回常任理事会

日時 平成19年11月14日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 事務局職員増員について
2. DVDレコーダー購入の件

3. オンライン申請促進のための研修等に利用する機材等について

4. 「京都境界問題解決支援センター」認証に向けて

5. その他

第5回表示登記研究会

日時 平成19年11月15日 (木)

場所 京都地方法務局会議室

- 議題 1. 報告事項・要望事項
2. 街区基準点について
3. 研修会(街区基準点の円滑な運用へ向けて)の開催について
4. オンライン申請について
5. 筆界特定調査委員について
6. 地図の整備事業(14-1地図作成作業)について

境界鑑定委員会

日時 平成19年11月15日

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 3月に開催する京都地裁判事講演会開催について
3. 3月15日開催予定の和歌山大学島津教授講演会について

業務部会

日時 平成19年11月15日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 街区基準点について
3. 業務研修会について
4. 事務取扱基準のQ & Aについて

広報部会

日時 平成19年11月21日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告
2. 無料登記相談員の確認
3. 会館建設記念号について
4. 次号142号会報について

5. オンライン申請促進のための会員講習会について

6. 市・府民対象の業務アンケート調査について

7. 城南支部への看板地代の補助について

8. 相談者への会員紹介システムについて

9. 京都市の納税用通知封筒への広告掲載

ADR運営委員会

日時 平成19年11月22日(木)

場所 調査士会館

議題 1. 月次センター事務報告

2. 渉外報告

3. その他

4. 法務局筆界特定室との具体的な連携方法について

研修部会

日時 平成19年11月28日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 12/8開催の法学研修について

3. DVDレコーダー購入の件

4. ビデオライブラリーのホームページ掲載の件

5. その他

第7回地域慣習調査委員会

日時 平成19年12月5日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 境界鑑定委員会との合同研修会について(継続協議)

2. 地域慣習データを配付するに際しての誓約書案について(継続協議)

3. みやこ北・みやこ南支部合同研修会参加について

第7回研究部会

日時 平成19年12月5日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 在宅研究の中間報告要請について

3. 島津俊之准教授の講演会協力の件

4. その他

第6回理事会

日時 平成19年12月14日(金)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 事務局職員増員の件

3. その他

第8回常任理事会

日時 平成19年12月14日(金)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 同志社大学寄付講座について

3. その他

ADR運営委員会

日時 平成19年12月20日(木)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. リーフレット追加印刷に伴う内容確認について

3. センターで行う研修計画について

4. その他

編 集 後 記

昨年の政治経済はというとKY（空気読めない）。原油がどんどん上がり、様々なところで物価が値上げ。年金の増額や定率減税の廃止、税源移譲などと言って住民税を上げる大幅な増税、建築基準法の改正、景観法により不動産の停滞、1円携帯の廃止・・・数え切れないほどの負担を我々に強いているばかりで、一向に良くなったと感じないのは私だけではないだろう。政局も不安定だし、この国は一体どこへ向かって走り始めているのだろうか？国があって国民があるのか、国民があって国があるのか。去年は前者、今年は後者であって欲しい。そろそろ私達の生活も明るい未来が見えるような方向へ進まないものだろうか。

一方昨年の夏は猛暑となり、そのまま10月まで続き、秋をほとんど感じぬまま冬を迎えてしまった。そして冬かと思えば11月終わりに各地で大雪が降り、本当によく分からない気候。季節もKY。しかし冬山に登ってスノーボードを楽しむ私にとっては大歓迎であります。昨シーズンは雪が少なく十分に楽しむことが出来なかったが、今シーズンは既に満喫。ふかふかの新雪の中をただ一人で滑り降り、粉雪を全身に浴びる感覚はなんとも言えぬ気持ちよさ。大自然を独り占めできる時間です。しかしこのすばらしき時間もわずかなことで大惨事になりえるのです。それは雪崩。私は雪崩にあわないためにどうすればよいか、万が一自分が雪崩にあった場合どうすべきか、一方で仲間が雪崩にあったらどう救出し、どう救急措置をとるべきかなどを勉強し山に入っている。勉強すればするほど雪崩の怖さを知り、山に入ることを躊躇させるが、それでも冬山に入りスノーボードを楽しむ自分がいることに矛盾を感じざるを得ない。

齋藤 大輔

京都土地家屋調査士 第142号

発行所 京都土地家屋調査士会©

〒604-0984

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439

T E L (075) 221-5520

F A X (075) 251-0520

<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>

e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp

GLONASS衛星との融合が、 地上のすべてを明らかにする。

世界初、トータルステーションとGPSの完全合体。
その進化はGLONASS衛星の捕捉で、さらに加速する。

ライカ スマートステーション®

トータルステーション (TPS) とGPS、そしてロシアのGLONASS衛星が新たな捕捉衛星として融合した「スマートステーション」。GPSのみでは困難であった安定測位を可能にしました。さらにTPS単体としても使用でき、都市部、森林、渓谷などあらゆる測量シーンに対応。高い測量精度に加え、すぐれた拡張性と汎用性に到達したハイエンドモデルです。

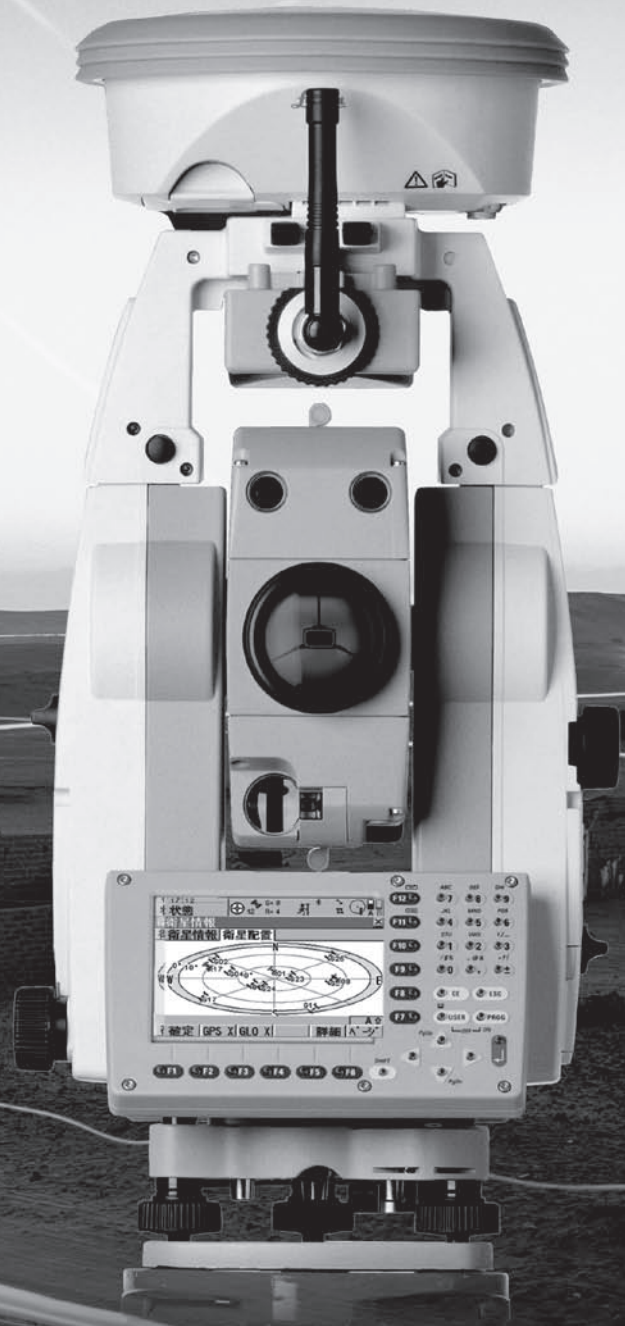


System 1200の進化、GNSS時代に備えて。

GNSSとは現状のGPSとGLONASS、そして今後打ち上げられるGPSの“L5”やEUの“ガリレオ”を含めた衛星測位 (航法) システムの総称です。System 1200シリーズのGLONASS対応は、このGNSSを見据えた進化のひとつです。

- GPS1200 / スマートローバーも同時にGLONASSのサポートを開始します。
- 既存のSystem1200 (GPS) 製品にはGNSS対応アップグレード (有料) をご用意しています。
- GLONASS対応モデルでもGLONASSの受信にはライセンスキー (有料) が必要です。

※アップグレードおよびライセンスキーの詳細は、弊社サポート担当または販売代理店まで。
※スマートステーションはライカ ジオシステムズ株式会社の登録商標です。



富田測量器株式会社

〒606-8351 京都市左京区二条通東山西入北側 Tel. 075-761-4105

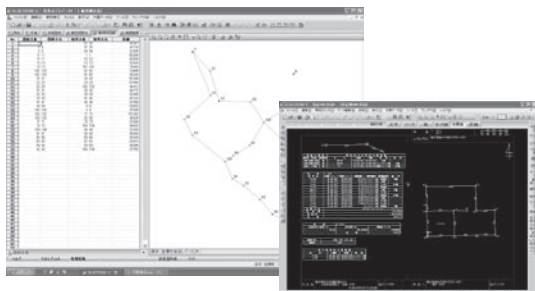
ライカ ジオシステムズ株式会社

大阪支店 〒540-6131 大阪市中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー31F Tel. 06-6910-3871 Fax. 06-6910-5733
<http://www.leica-geosystems.co.jp>

- when it has to be right

Leica
Geosystems

新・登記法への対応は、信頼できるソフトで。



測量計算CADシステム【ブルートレンド V】

測量データの取り込みから各種測量計算、作図、路線計画、構造物など測量設計業務に必要なプログラム群で構成された「BLUE TREND V」。電子納品やオンライン申請など、常に最新の業界動向にも対応できる“進化するCAD”は、実務者の要望をフィードバックした使いやすさと実用性を重視した設計で、全国の技術者から多大なる支持を得ています。

世界測地系での基準点測量からオンライン申請まで完全対応！

基準点手簿記簿作成	厳密水平・高低網平均計算	点の記作成	登録用XML作成
単路線結合トラバース計算（水平網・高低網）	任意型簡易水平・高低網平均計算	各階平面図	登録申請書

その他にも、登記業務を圧倒的に効率化するプログラムを取り揃えています！詳しくは下記拠点までお問い合わせください！

圧倒的人気の「登記測量エディション」



登記測量CADシステム



登記測量エディション

「BLUE TREND V」をベースに、登記業務専用に機能を厳選し開発された“登記測量エディション”は、その使いやすさで圧倒的人気を誇っています。

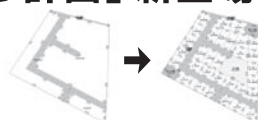
これからはCADで宅地分割！面積シミュレーションも思いのままに

BLUE TREND V Ver.5
オプション
プログラム

宅地分割・開発計画業務を支援する

「宅割り計画」新登場！

いままでの測量計算では考えられなかった複雑で手間の掛かる工程をCAD画面上で全て行えます。また区分比率表も自動的に作成します。



各地でイベント開催中！イベント詳細・資料請求は



www.fukuicompu.co.jp

福井コンピュータ株式会社

京都営業所：京都市下京区烏丸通り五条下ル大坂町396第3キョートビル2F Tel.075-351-8320・Fax.075-351-8120



GPS一体トータルステーション
世界測地系の測量も簡単・安心



世界測地系
オンライン申請にも対応



スマートステーション

Leica
Geosystems

世界初



SOKKIA
SRX

完全リモートコントロール
ワンマン測量も可能



アズシステム株式会社

〒603-8084 京都市北区上賀茂土門町4番地の3
TEL：075-707-3600(代表) FAX：075-707-3601
MAIL：info@az-system.co.jp
H P：http://www.az-system.co.jp

日本土地家屋調査士会連合会 共済会各種保険取扱

○職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償背金を負い、損害賠償金を支払わなければならないときに役立ちます。

○測量機器総合保険

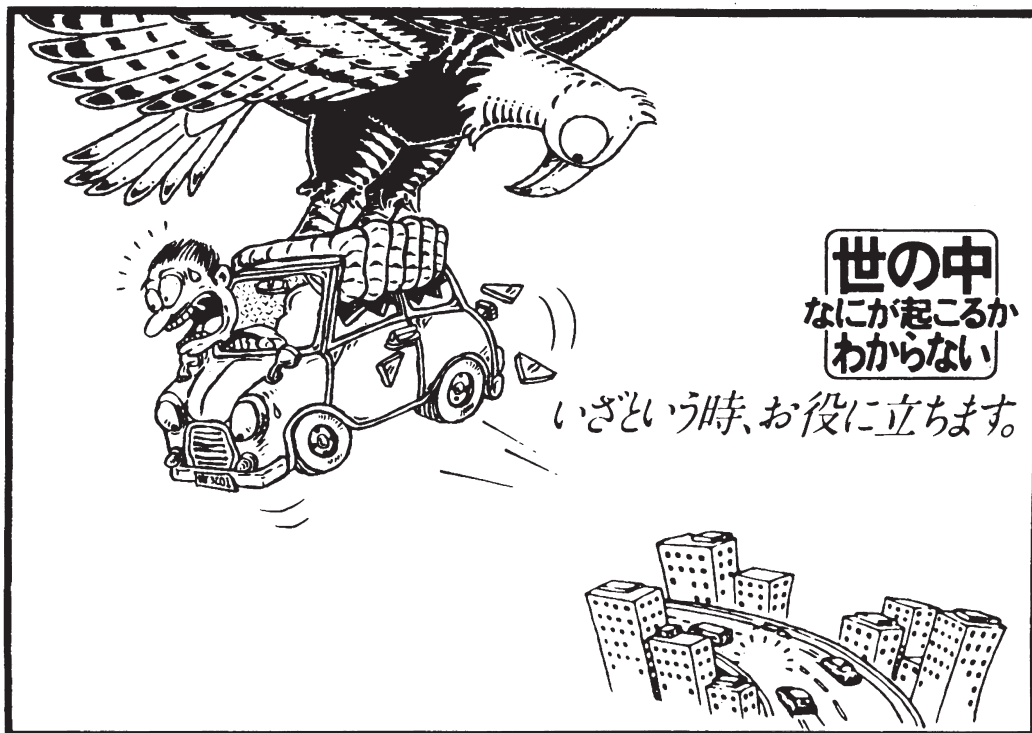
会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

○団体扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070



あなたはもうご加入されましたか？ 日本土地家屋調査士会連合会共済会 土地家屋調査士賠償責任保険

この保険は、会員の皆様方が、安心して
業務を遂行できるよう、京都土地家屋調査士会
として採用されている新しい保険です。

※詳しくは本会備え付けの賠償責任保険普通保険約款
及び調査士賠償責任保険特別約款をご覧ください。

その他取扱保険

貯蓄の楽しみを補償にプラス；積立傷害保険
その他 火災保険・自動車保険等各種損害保険

ご用命は

〈取扱代理店〉株式会社 **サンビンス**

〒605-0995
京都市東山区一橋野本町21番地1
TEL 075-525-1982(代)

〈引受保険会社〉



三井住友海上

〒600-8090
京都市下京区綾小路通烏丸東入ル竹屋之町266
三井住友海上京都ビル3F
京都法人部営業2課：TEL 075-343-6142

WingNeo4

さらに高性能を

セキュリティ強化

CAD操作性向上

帳票のEXCEL出力

3次元強化

地積測量図専用機能搭載

DWGレイアウト空間対応

その他各種機能強化

ラインナップの拡充

(オプション)

地積測量情報XML出力

オンライン不動産登記支援

カラーラスタ編集

PATCH-JGD座標変換

都市再生街区基準点

14条地図作成事務支援

2006年 法務局 筆界特定業務に導入!

最新技術はいつもアイサンから

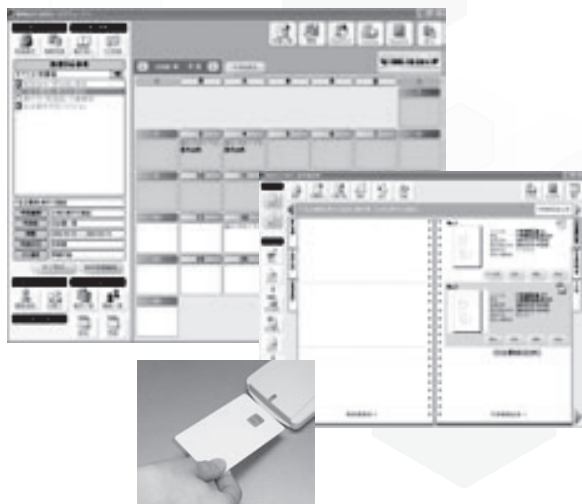
業界初

オンライン不動産登記申請支援ソフト遂に登場!

ウィング オルディア

WING OLDIAR

アイサンテクノロジーでは、オンライン化される業務全般のセキュリティ強化も同時に行い、オンライン登記申請の支援ソフトとして「WING OLDIAR」を新発売しました。皆様には、最先端セキュリティ技術を駆使した充実の「オンライン申請」機能をお届けします。



オンライン登記申請支援機能

充実した便利な機能が満載

個人情報保護対策

アイサンテクノロジー株式会社 大阪営業所

〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町1丁目3番5号 内本町山森・住友生命ビル 3F
TEL: 06-6943-6191 FAX: 06-6943-6380

<http://www.aisantec.com/>



自動追尾・自動視準・ノンプリズム、全ての機能を備えたハイエンド標準機
GPT-9000Aシリーズ 新登場!



高速
自動追尾

自動視準
機能

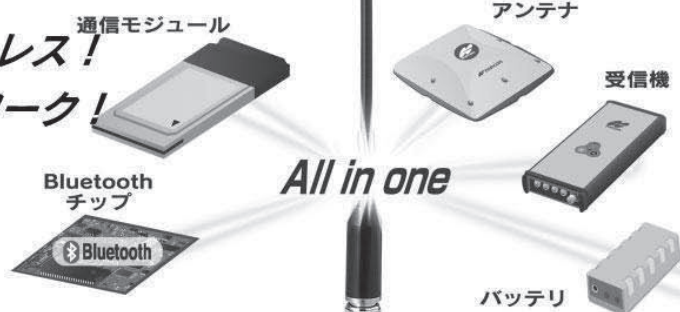
ノンプリズム
測距
2000m

自動追尾パルスータルステーション

GPT-9000Aシリーズ

完全ケーブルレス・簡単セットアップ
通信モジュール内蔵一体型GNSS受信機。

固定局 完全ケーブルレス!
PacketRTKネットワーク!



All in one

固定局
スッキリ
装備

GNSS (GPS/GLONASS) 受信機

GR-2100Nシリーズ



株式会社 トプコン販売

本社 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町75-1
TEL (03)5994-0671 FAX (03)5994-0672



コンピュータ・システム株式会社

〒602-8453 京都市上京区千本通今出川下ル西入ル
TEL 075-462-5411 FAX 075-464-2153
ISO9001 認証取得(測量機器の修理・業務用ソフトウェアの開発)